

飯山市過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～令和7年度)

令和6年3月改訂

長野県飯山市

改訂履歴

年月日	内 容
令和 3 年 9 月 24 日	策定
令和 4 年 3 月 23 日	第 1 次 改訂
令和 4 年 12 月 1 日	第 2 次 改訂
令和 6 年 3 月 22 日	第 3 次 改訂

目 次

1	基本的な事項.....	1
	(1) 飯山市の概況	1
	(2) 人口及び産業の推移と動向.....	3
	(3) 行財政の状況	6
	(4) 地域の持続的発展の基本方針.....	9
	(5) 地域の持続的発展のための基本目標	11
	(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	13
	(7) 計画期間.....	13
	(8) 公共施設等総合管理計画との整合.....	13
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	13
	(1) 現況と問題点	13
	(2) その対策.....	16
	(3) 計画	18
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	18
3	産業の振興	19
	(1) 現況と問題点	19
	(2) その対策.....	21
	(3) 計画	24
	(4) 産業振興促進事項	25
	(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	27
4	地域における情報化.....	27
	(1) 現況と問題点	27
	(2) その対策.....	28
	(3) 計画	28
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	28
5	交通施設の整備、交通手段の確保.....	29
	(1) 現況と問題点	29
	(2) その対策.....	31
	(3) 計画	33
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	33
6	生活環境の整備	33
	(1) 現況と問題点	33
	(2) その対策.....	37
	(3) 計画	41
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	41
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	42
	(1) 現況と問題点	42
	(2) その対策.....	45
	(3) 計画	47

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	47
8 医療の確保	48
(1) 現況と問題点	48
(2) その対策	48
(3) 計画	49
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	49
9 教育の振興	50
(1) 現況と問題点	50
(2) その対策	51
(3) 計画	52
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	52
10 集落の整備	53
(1) 現況と問題点	53
(2) その対策	53
(3) 計画	54
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	54
11 地域文化の振興等	55
(1) 現況と問題点	55
(2) その対策	55
(3) 計画	56
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	56
12 再生可能エネルギーの利用の推進	56
(1) 現況と問題点	56
(2) その対策	57
(3) 計画	57
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	57
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	57
(1) 現況と問題点	57
(2) その対策	58
(3) 計画	59
事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分	60

1 基本的な事項

(1) 飯山市の概況

① 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

長野県の北端に位置し、千曲川沿いに広がる飯山盆地を中心に、東西を山地に挟まれた南北に長い地形であり、温泉や高原等の自然資源に恵まれている。

気候は、寒暖の差が大きい内陸盆地型気候であることから、四季の彩がはっきりとしている。特に、冬季は日本海からの季節風の影響で市内全域に多くの降雪があり、日本でも有数の豪雪地帯となっている。

古くから山国信州と日本海とを結ぶ交通の要所として、また東北地方への重要な駅路としての役割を担い、江戸時代には千曲川を利用した舟運と、越後に通じる街道を使って、奥信濃の中核都市として発達した。

島崎藤村が雪国の小京都と呼んだ寺の町としてのまち並は、戦国時代に上杉謙信が信濃出陣の拠点として築いた飯山城を中心にその後城下町としての機能を整え、歴代城主の手厚い保護のもと栄えた寺社文化の影響を受け形成された。

明治維新後の廃藩置県により飯山県となり、その後長野県に編入され、町制がしかれた。昭和 29 年に飯山町を中心に 1 町 6 か村が合併し「飯山市」が誕生した。更に、31 年に隣接の 2 か村を編入して現在の市域となった。

産業は、稲作を中心とする農業と飯山仏壇や内山紙、スキー工業等風土を活かした伝統工芸が発展した。その後これらの産業に加え、きのこ類の栽培やスキー場開発による観光、誘致企業による電気機械工業等広がりを見せたが、これらの産業を取り巻く情勢は大変厳しく、現在はグリーンツーリズムにおける農業と観光のように、それぞれの産業を連携させ付加価値を高める施策を展開している。

千曲川沿いに伸びる国道 117 号を幹線として道路網が構成されており、平成 9 年の上信越自動車道豊田飯山インターチェンジの開通により高速交通の利便性が高まり、当市の交流圏はここ数年で飛躍的に拡大している。また、平成 27 年 3 月 14 日には北陸新幹線飯山駅が開業し、飯山駅を中心に半径 20Km 圏域の飯山市・妙高市・中野市・山ノ内町・信濃町・飯綱町・木島平村・野沢温泉村・栄村の 9 市町村が一体となり、この地域の財産を守るために、9 市町村全域を「信越自然郷」と名付け、広域観光連携に取り組んでいる。

② 過疎の状況

過疎化の要因としては、豪雪地帯のハンディとも言える雪処理の負担に始まり、高度経済成長期に産業立地の条件が他地域に比して乏しかったことから、産業振興や働く場の確保の面で、若年層を中心とした人口の流失が今もなお影響を与えている。

過疎地域活性化特別措置法に基づく過疎対策として、過疎地域の指定から外れた後の経過措置期間を含め、平成 16 年度まで過疎対策事業債を中心とした支援策を活用し、道路改良や除雪機械、下水道処理施設等生活環境の基盤整備、産業振興施設、福祉・教育関連施設、ケーブルテレビ施設等のハード整備を順調に進め、住環境の向上に努めるとともに中心商店街、公園、景観の整備等回遊性のあるまちづくりや市街地観光の整備をする等ゆとりの面でも大きく前進し、これらの施策の成果として人口の減少率は緩やかになった。その後、経過措置期間が終了した平成 17 年度以降は、長引く地域経済の低迷により地域間格差が拡大し、人口の流出と少子化による人口減少が進行した。

平成 22 年度の過疎地域の再指定後は、平成 26 年度末の北陸新幹線飯山駅開業に向けた土地区画整理事業により、同駅周辺道路の新設・改良、都市施設整備等を推進するとともに北陸新幹線を利用した国内外からの来訪者を受け入れるため、同駅周辺道路の新設・改良、都市施設整備等を推進するとともに北陸新幹線を利用した国内外からの来訪者を受け入れるための観光施設整備等駅開業に向けたハード事業を積極的かつ集中的に実施し、国、県、近隣市町村、関係機関等との連携を図りながら万全の体制で開業の日を迎えた。また、近年では、人口減少が進行する中で安全で安心な暮らしができる活力ある地域づくりを目指し、消防施設、保育所、学校教育関連施設、体育施設等の整備を計画的に進めるとともに子育て世帯の保育料や医療費の負担軽減対策、地域づくり団体等の活動支援等を過疎地域自立促進特別事業として実施することにより、過疎地域における市民生活の質の向上を図ってきた。

③ 社会経済的発展の方向の概要

平成 25 年度策定の飯山市第 5 次総合計画の将来都市像である自然と共生する豊かな暮らし「技と縁のまち飯山」の実現を念頭に置きつつ、令和元年 12 月に改訂された「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の趣旨を踏まえ、令和 2 年 6 月に策定した第 2 期飯山市総合戦略では、将来的な地方移住にもつながる関係人口を拡大させ、持続的な社会を創生することを目指している。

北陸新幹線飯山駅の開業を契機とした新たなまちづくりのための施策展開にあたっては、地域経済活動や市民生活に北陸新幹線飯山駅開業の効果が広く発揮できるよう、多面的な施策を講じるとともに開業に向けて整備した施設や広域連携の枠組み等を効果的かつ持続的に活かせるよう国、県、近隣市町村のみならず民間事業所、各種団体等との連携を更に強固なものとし、発展を図る必要がある。

産業面では、地域の基幹産業である農業をはじめ、伝統産業、工業等各分野における産業技術力向上と後継者などの人材育成、地域製品のブランド力の向上と販売促進、住民や観光客にも魅力ある商店街活性化支援等を図るとともに、観光面では広域観光を柱としながら地域の伝統文化、自然景観、風土等当市の特徴や地域資源を活かし、国内外から選ば

れる観光地としてのまちづくりを進め、地域の活性化や交流人口、関係人口の拡大を図るものとする。

また、少子高齢化、人口減少社会におけるまちづくりに対応するために住宅や雇用対策、克雪対策、子育て・教育環境の整備、保育料、医療費等の子育て世帯の経済負担軽減、婚活支援等の若者定住対策を主要な施策として位置付けるとともに、誰もが住みやすく自立した生活が送れるよう健康、医療、福祉、防災、公共交通等の充実を図りながら、人口減少社会においても地域の中で互いに支えあい、快適な暮らしが実現する地域の形成を進める必要がある。これらの施策を通して、新幹線都市としての「飯山ブランド」の向上を図るとともに質の高い暮らしができる都市として、生産年齢人口を中心とした定住人口や関係人口の拡大を図るものとする。

（２）人口及び産業の推移と動向

昭和 35 年から昭和 50 年まで、年間約 450 人の人口減少が続き、昭和 50 年から平成 2 年まででは、年間約 170 人の減少となり、減少傾向が緩やかになったが、近年では年間約 350 人の人口減少となっている。また、年齢 3 区分ごとの構成割合をみると、年少人口と生産年齢人口の減少に対し、高齢者人口は増加傾向にあり、令和 3 年 4 月現在の高齢化率は、39.3%となっており、県平均と比べても高い割合を示している。少子高齢化が進む日本では人口減少に加え、高齢者人口の増加も進んでおり、当市でも人口増加への転換は極めて厳しい状況となっている。

産業別の就業人口では、稲作を主とする第一次産業の比率が圧倒的に高かったが、その後減少を続け、平成 7 年には、第二次産業の比率とほぼ並び、その後逆転している。この傾向は、第一次産業における後継者不足と高齢化の進行により、今後もこのような状況が続くことが見込まれる。また、第二次産業においても、平成 12 年まで安定した数値を維持していたが、その後減少傾向が続いている。

一方で、第三次産業の比率は、年々増加を続けている。日本全体の産業構造の変化の影響等により当地域においても今後も同様の傾向で推移するものと予想される。

表 1－1（１）人口の推移（国勢調査）

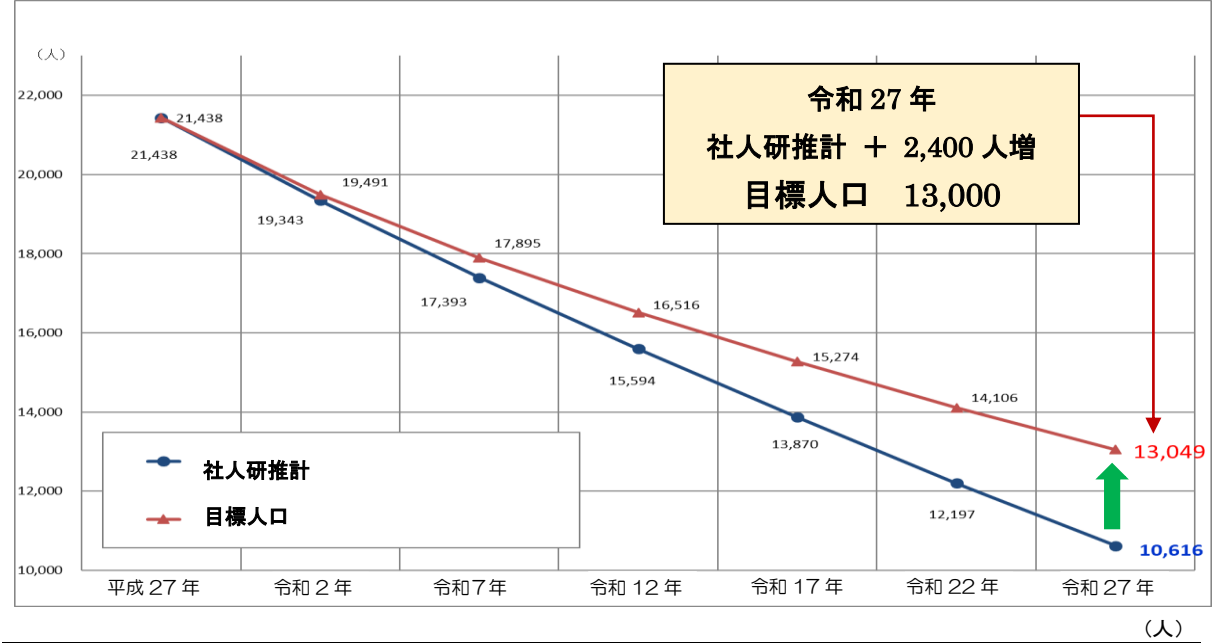
区分	昭和35年			昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 37,592	人 30,796	-18.1%	人 28,114	-8.7%	人 24,960	-11.2%	人 21,438	-14.1%	人 19,539	-8.9%		
0歳～14歳	12,351	6,782	-45.1%	5,148	-24.1%	3,473	-32.5%	2,406	-30.7%	2,003	-16.7%		
15歳～64歳	22,539	20,300	-9.9%	17,362	-14.5%	14,192	-18.3%	11,543	-18.7%	10,049	-12.9%		
うち15歳 ～29歳(a)	7,903	6,012	-23.9%	4,276	-28.9%	3,386	-20.8%	2,462	-27.3%	2,053	-16.6%		
65歳以上(b)	2,702	3,714	37.5%	5,604	50.9%	7,273	29.8%	7,426	2.1%	7,445	0.3%		
(a)／総数 若年者比率	21.0%	19.5%	—	15.2%	—	13.6%	—	11.5%	—	10.5%	—		
(b)／総数 高齢者比率	7.2%	12.1%	—	19.9%	—	29.1%	—	34.6%	—	38.1%	—		
不詳2人													

表 1－1（２）人口の推移（住民基本台帳）

区分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	人 27,433	－	人 26,006	－	% -5.2	人 24,382	－	% -6.2
男	13,288	% 48.4	12,553	% 48.3	-5.5	11,808	% 48.4	-5.9
女	14,145	% 51.6	13,453	% 51.7	-4.9	12,574	% 51.6	-6.5

区分		平成27年3月31日			令和2年3月31日		
		実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数 (外国人住民除く)		人 22,375	－	% -8.2	人 20,302	－	% -9.3
男 (外国人住民除く)		10,903	% 48.7	-7.7	9,907	% 48.8	-9.1
女 (外国人住民除く)		11,472	% 51.3	-8.8	10,395	% 51.2	-9.4
参 考	男（外国人住民）	54	25.5	－	91	% 36.7	68.5
	女（外国人住民）	158	74.5	－	157	% 63.3	-0.6

表 1－1（3）人口の見通し



	平成 27 年	令和 2 年	令和 7 年	令和 12 年	令和 17 年	令和 22 年	令和 27 年
社人研推計	21,438	19,343	17,393	15,594	13,870	12,197	10,616
目標人口	21,438	19,491	17,895	16,516	15,274	14,106	13,049
差	0	149	503	922	1,404	1,909	2,432

（データ：第 2 期飯山市総合戦略からの資料を活用）

表 1－1（4）産業別人口の動向（国勢調査）

区分	昭和60年	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 16,499	人 16,195	% -1.8%	人 15,797	% -2.5%	人 14,853	% -6.0%	人 13,726	% -7.6%	人 12,125	% -11.7%	人 11,201	% -7.6%	人 10,512	% -6.2%
第一次産業 就業人口	人 5,662	人 5,081	% -10.3%	人 4,539	% -10.7%	人 3,917	% -13.7%	人 3,538	% -9.7%	人 2,511	% -29.0%	人 2,062	% -17.9%	人 1,901	% -7.8%
第二次産業 就業人口	人 4,384	人 4,323	% -1.4%	人 4,306	% -0.4%	人 3,944	% -8.4%	人 3,032	% -23.1%	人 2,759	% -9.0%	人 2,554	% -7.4%	人 2,350	% -8.0%
第三次産業 就業人口	人 6,453	人 6,791	% 5.2%	人 6,952	% 2.4%	人 6,992	% 0.6%	人 7,156	% 2.3%	人 6,855	% -4.2%	人 6,585	% -3.9%	人 6,261	% -4.9%

区分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合
第一次産業 就業人口比率	% 34.3%	% 31.4%	% 28.7%	% 26.4%	% 25.8%	% 20.7%	% 18.4%	% 18.1%
第二次産業 就業人口比率	% 26.6%	% 26.7%	% 27.3%	% 26.6%	% 22.1%	% 22.8%	% 22.8%	% 22.4%
第三次産業 就業人口比率	% 39.1%	% 41.9%	% 44.0%	% 47.1%	% 52.1%	% 56.5%	% 58.8%	% 59.6%

(3) 行財政の状況

行政機構については別図のとおりである。令和 3 年 4 月 1 日現在、職員総数は 224 人で、内訳は本庁等 179 人、出張所・活性化センター 2 人、学校 6 人、保育園 34 人、派遣等で 3 人となっている。飯山市第 5 次行財政改革期間中における「職員数を 252 人から 20 人削減するという」目標に沿って組織のスリム化を図ってきたことから、職員総数は、平成 27 年度当初の 242 人と比較して 18 人減少している。

財政状況については、長引く地域経済の低迷、人口減少の影響等により税収等の自主財源の確保が困難な状況下において、北陸新幹線飯山駅開業に向けて道路整備、都市施設整備等の大型事業に地方債等の活用を図ってきたことから、年々減少してきた地方債残高はこれらの大型事業の集中的な実施に伴い、近年増加に転じている。

このような状況下においても、財政力指標は行財政改革等不断の努力を重ねた結果、概ね安定的に推移してきたところであるが、今後も人口減少が進む中で行財政改革の更なる推進により、財政運営の健全化・安定化を図っていかなくてはならない。

特に、急速な生産年齢人口の減少等を考慮した税収の減少、超高齢社会の到来による扶助費や介護保険特別会計への繰出金の増加等義務的経費の増大が見込まれることから、必要な行政サービスを安定的に確保するために財政基盤の安定化、行政運営の効率化、適正な受益者負担を徹底するほか、公共施設の統廃合等も視野に入れた健全な財政運営の堅持に努め、中長期的な財政展望の下で北陸新幹線飯山駅を核とした、「次世代につなぐ活力あるいいやまづくり」を地方創生に向けて所要の施策を推進する必要がある。

飯山組織機構圖

(R3.4.1)

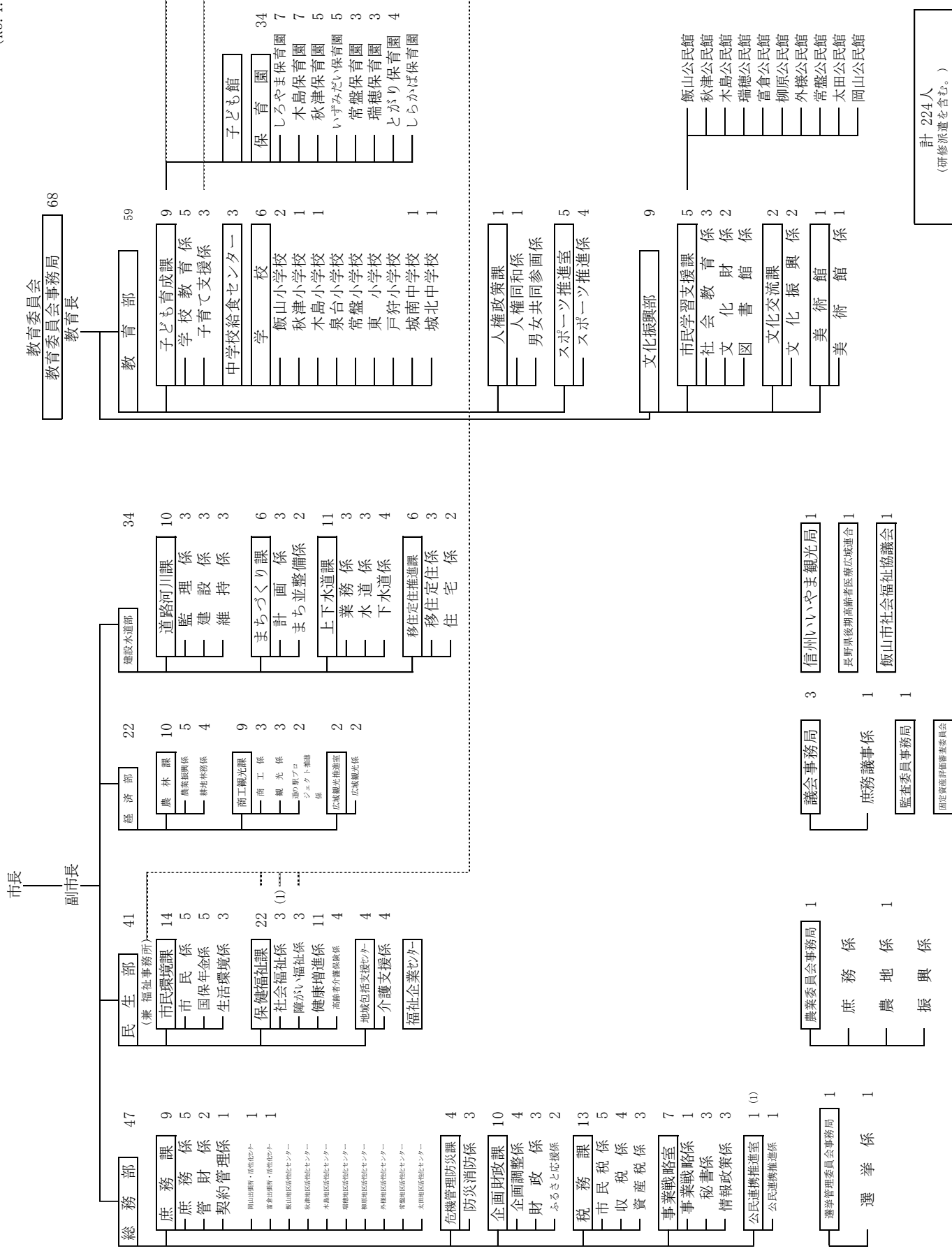


表1－2（1）市財政状況

(単位：千円)

区 分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額 A	14,565,396	19,195,453	16,999,264
一般財源	10,418,743	8,301,255	8,605,152
国庫支出金	1,272,347	1,804,250	1,018,909
都道府県支出金	683,218	691,952	666,150
地方債	762,600	3,557,300	1,881,300
うち過疎債	156,000	936,416	867,400
その他	1,428,488	4,840,696	4,827,753
歳出総額 B	13,754,896	18,192,906	15,840,646
義務的経費	5,008,033	4,219,740	4,461,824
投資的経費	1,915,577	5,249,861	2,305,666
うち普通建設事業	1,903,154	5,239,805	1,933,577
その他	6,831,286	8,723,305	9,073,156
過疎対策事業費	240,133	2,085,663	1,060,674
歳入歳出差引額 C (A-B)	810,500	1,002,547	1,158,618
翌年度へ繰越すべき財源 D	125,340	66,131	281,872
実質収支 C-D	685,160	936,416	876,746
財政力指数	0.310	0.316	0.37
公債費負担比率	16.7	9.4	12.6
実質公債費比率	15.8	11.1	12.2
起債制限比率	-	-	-
経常収支比率	90.2(93.5)	89.5(94.5)	91.4(94.9)
将来負担比率	90.9	55.9	17.2
地方債現在高	8,154,909	11,834,921	13,084,657

経常収支比率の（ ）内は分母に減税補てん債、臨時財政対策債を含まない数値

表1－2（2）主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和元 年度末
市町村道					
改良率（％）	37.4	53.1	57.5	60.6	62.1
舗装率（％）	24.7	40.0	47.4	52.3	54.1
農 道					
延 長（m）					
耕地1ha当たり農道延長（m）	190.1	167.9	156.4	232.7	245.0
林 道					
延 長（m）					
林野1ha当たり林道延長（m）	2.0	2.9	2.9	2.9	2.9
水道普及率（％）	87.2	88.1	97.0	95.7	99.0
水洗化率（％）		90.4	66.7	87.0	94.5
人口千人当たり病院、 診療所の病床数(床)	7.7	9.0	11.0	12.9	14.5

(4) 地域の持続的発展の基本方針

① 基本理念

当市における今後の過疎対策は、「飯山市第5次総合計画」における基本理念及び将来都市像を共通の柱として位置付ける。

日本有数の豪雪地である雪国飯山が育んできた豊かな自然、農地、産業、文化等を背景とし、子どもから高齢者までいずれの年代にとっても住みやすく、安心やゆとりが実感できる生活を送り、自然と共生した新たな価値創造の都市として、地域と行政とが協働しながら、更に発展することを目指し、北陸新幹線飯山駅開業を契機とした地域の持続的発展の視点に立った施策展開を図るものとする。

② 基本的方向

自然と共生する豊かな暮らし「技と縁のまち 飯山」

自然共生による新しい価値観の発信

[産業連携 自然景観 克雪・利雪・自然エネルギー環境 情報発信]

産業・組織・人・地域といった様々な分野における連携を通じて、豊かな自然に恵まれた当市ならではの素材や資源をあらゆる産業に活用し、付加価値を高める取り組みを進めることで魅力向上と産業の振興を図る。

インターネット等を最大限活用しながら、自然と共生する暮らしや価値観を広く全国・世界へ積極的に情報発信する。

持続可能な社会づくりに向けて、公共施設等への自然エネルギーの活用を図る。

マイナンバーカードの普及や自治体の行政手続きのオンライン化を進めるために、デジタル・ガバメントを推進する。

飯山の四季の美しさを活用したまちづくり

[駅周辺のにぎわいづくり 土地利用 都市・地域基盤 公園]

豊かな自然と調和した信州の北の玄関口として北陸新幹線飯山駅周辺と拠点施設の整備・利活用を進める。

市民とともに「歴史と自然に彩られたまちづくり」を進め、人やモノの交流の促進、産業の振興を図る。

高速交通網による交流の促進

[広域観光連携 多様な交流 インバウンド 公共交通]

春夏秋冬全て楽しめる一大国際観光リゾート地域の形成を目指し、北陸新幹線飯山駅の開業効果を最大限に活かすため、地域一体となった観光分野における広域的な連携を更に強化し、当地域全体の魅力の向上を図る。

道の駅やなべくら高原森の家、斑尾高原山の家などを拠点に、関係団体と連携してランニングやトレイル、サイクリング等豊かな自然の中でのアウトドアアクティビティの推進及び様々な分野での誘客を推進することにより、交流人口や関係人口の拡大を図る。

地域産業おこしと若者定住

[産業技術支援 農林業 商工業 雇用・就業 移住定住]

北陸新幹線飯山駅開業を契機として、地域の特色ある素材や資源を活かせる産業の活性化を図る。特に「食」の分野におけるブランド力の向上、人材育成、地元産品を活用した商品の開発支援や地域の活性化に寄与する起業家に対する支援等を通じて、当市の素材や資源を活かし、その価値を最大限に高める取り組みを進める。

意欲ある新規就農者への支援を中心として地域農業の再生、農業の活性化の取り組み等の農業振興対策を進める。

住宅建設等における民間活力等も活用しながら北陸新幹線開業のメリットを最大限活かした移住定住対策の取り組みを進める。

地域おこし協力隊制度を活用し、地域ブランドの創造や伝統工芸などの技術を活かした地域特産品の開発・販売・PR 等を行い、若者定住の推進や地域の活性化を図る。

たくましさや郷土愛を育てる教育

[教育 生涯学習 文化振興 スポーツ 人権]

保育園、幼稚園、小中学校、高校が連携し、学力向上に向けた取り組みを引き続き重点的に進めるとともに、これまでの深圳外国語学校だけでなく、義務教育時から国際感覚をはぐくむために英語教育や英語圏（オーストラリア バサーストハイキャンパス校）の学校との交流にも積極的に取り組む。また、ICT 教育・ふるさと学習にも力を入れ、持続可能な未来社会を担う若者を育成する。

北陸新幹線飯山駅開業の効果を最大限に活用するため、観光分野とも連携しながら飯山市の伝統文化の発信やスポーツ・ツーリズム推進のための取り組みを強化する。

多様性を認め合う男女共同参画社会づくりを引き続き推進する。

子どもから高齢者まで安心して暮らせるまち

[福祉 子育て 保健 医療 防災 消防 行財政 市民協働]

年代に応じた健康指導、各種検診等の実施とともに健康づくりや介護予防に主体的に取り組める地域活動を推進し、市民の健康に対する意識の高揚を図る。

安心して子どもを産み育てる環境づくりのため、18 歳までの医療費負担の軽減、第3子以降の保育料等の無料化など子育て支援策の充実と子育て環境の整備を図り、市内外に「子育てのまち」を積極的に PR する。

災害時応援協定等に基づく自治体間の連携強化、自主防災会の設置の推進等を中心として日ごろから大規模災害に対する備えを万全なものとする取り組みを進める。

③ 各種計画との関連性

飯山市第5次総合計画と本計画との関連性を意識し、令和2年6月策定の第2期飯山市総合戦略の推進に向けて互いに補完しあう計画として、人口減少、産業振興、地域振興などの施策について整合性を図りながら多面的に展開し、地域の持続的発展を図るものとする。また、各項目の目標設定についても、先に述べた2つの計画との整合性を図りながら、事業を推進する。更に、飯山市公共施設等総合管理計画との整合にも留意する。

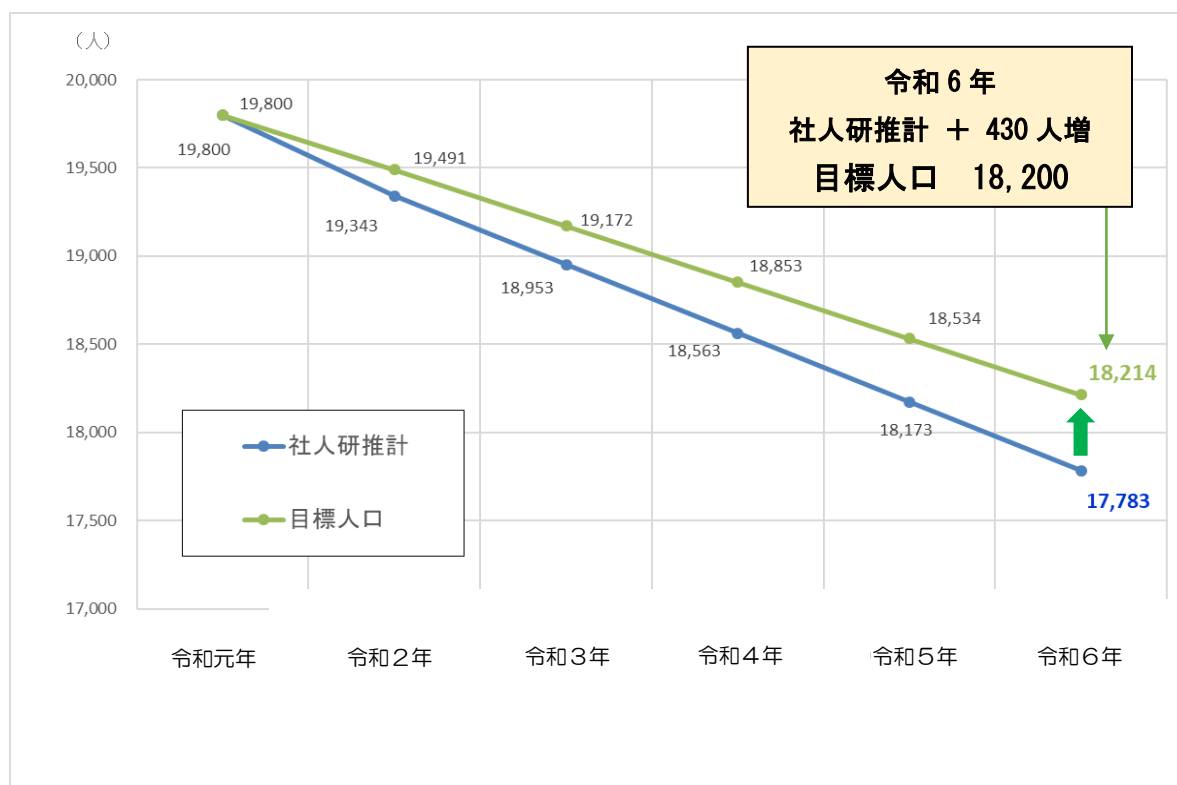
(5) 地域の持続的発展のための基本目標

① 人口目標

平成27年の国勢調査人口（性別年齢5歳区分人口）を基礎とし、社人研の令和2年の推計値19,343人をベースに、合計特殊出生率、純異動率などの自然動態・社会動態に関して、様々な人口対策の事業を取り組むことにより、令和6年までの目標人口を18,200人と設定する。更に、先に示した人口の見通しの表から、本計画期間の令和7年度までの人口目標を17,895人と設定し、令和6年度から令和7年度の1年間の人口減少を305人に抑えることを目標とする。

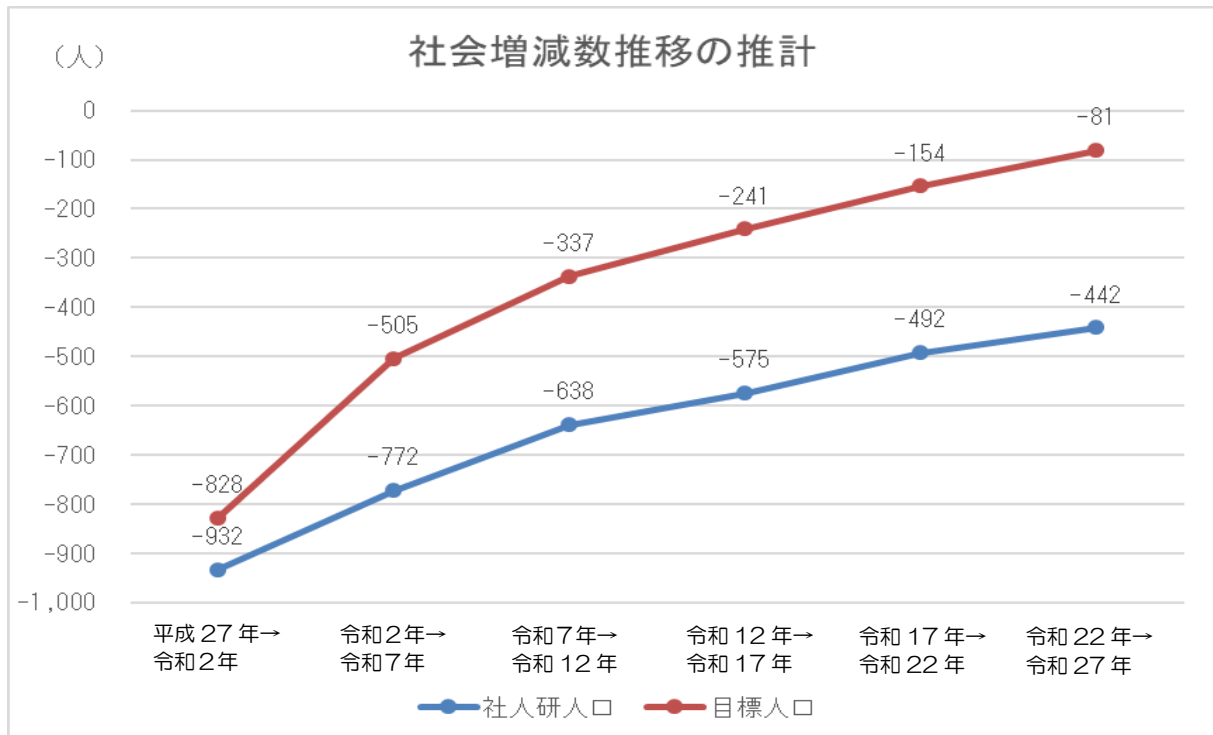
また、1年当たりの社会減の目標としては、平成27年から令和2年までは166人、令和2年から令和7年までは101人、令和7年から令和12年までは67人、令和12年から令和17年までは48人、令和17年から令和22年までは31人、令和22年から令和27年までは16人とし、社会減から社会増を目標とする。

(表1-3) 飯山市の目標人口



(データ：第2期飯山市総合戦略からの資料を活用)

(表 1－4) 飯山市の社会増減の目標

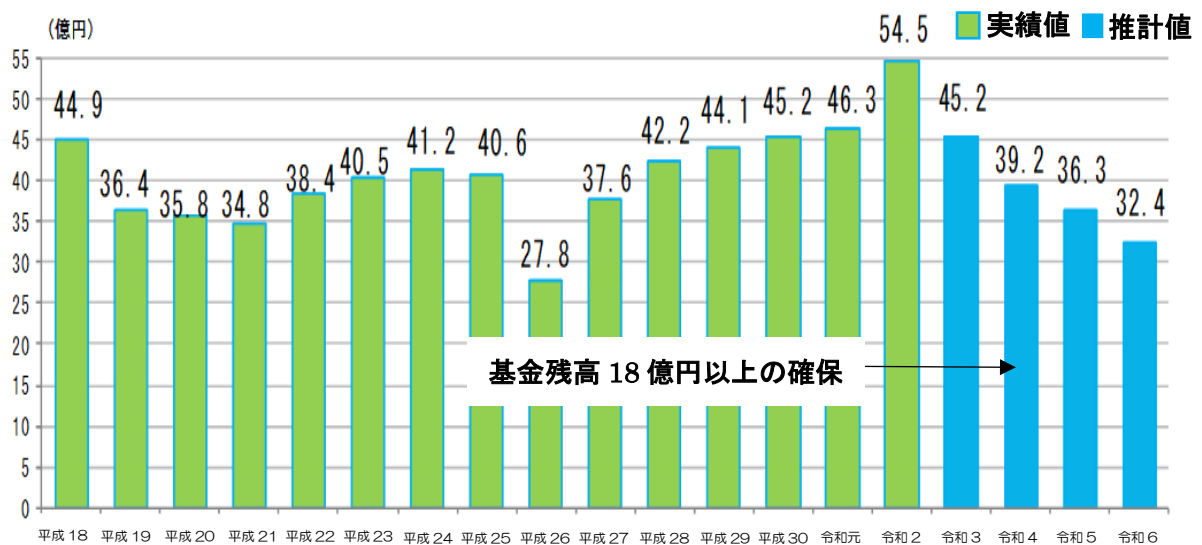


(データ：第 2 期飯山市総合戦略からの資料を活用)

② 財政目標

収支不足額の解消による健全な自治体経営を行い、安定的な行政サービスの提供を図るために、基金残高を成果指標としている。既存事業の歳出削減や効率化、歳入確保などの行政財政改革に取り組み、平成 30 年度に作成した飯山市第 6 次行財政大綱では、令和 4 年度には、14 億円と推計している基金の残高を 18 億円以上とすることを目標にしている。下記の表は現状の基金残高を示したものである。

(表 1－5) 飯山市の財政目標



※令和 2 年度までは実績値。令和 3 年度以降は推計値。

(年度)

（６）計画の達成状況の評価に関する事項

本計画については、飯山市第５次総合計画と第２期飯山市総合戦略と関連づけている。毎年６月～７月にそれぞれの進行管理や進捗状況を検証し、計画目標の達成状況を把握している。また、第２期飯山市総合戦略については、飯山市地方創生総合戦略会議からなる委員会を開き、外部からの意見を取り入れ、目標の達成状況を検証していることから、これらを活用し、本計画の目標達成状況进行评估する。また、計画に変更がある場合は、議会へ変更手続きを行う。

（７）計画期間

令和３年４月１日から令和８年３月３１日までの５年間とする。

（８）公共施設等総合管理計画との整合

本計画に記載された全ての公共施設等の整備は、飯山市公共施設等総合管理計画と整合を図り実施する。なお、この基本方針は以下の通りであり、公共施設等マネジメントの取り組み目標を掲げている。

〈基本方針〉

・施設の規模や配置の適正化

将来のまちづくりを見据え、地域特性、住民需要、財政事情などを勘案し、必要となる公共サービスの水準を確保しながら、施設の規模や配置の適正化を図る。

・コストの縮減と財源確保

民間活力の導入、省エネルギー対策、未利用財産の処分、受益者負担の適正化などの様々な取り組みにより、施設の維持管理や運営にかかるコストの縮減と財源の確保を図る。

・計画的な施設の保全

予防保全型の計画的な維持管理により、施設の安全性や性能を確保するとともに、更新や改修にかかる費用を抑制・平準化し、財政負担の軽減を図る。

２ 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

（１）現況と問題点

① 北陸新幹線飯山駅を起点としたまちづくり

平成２７年３月に北陸新幹線飯山駅が開業され、首都圏等からの往来が短時間でいうことが可能となった。当市においては、このチャンスを活かし、更なる発展のためにどのような結びつけができるかが大きな課題である。北陸新幹線飯山駅開業後の平成２８年から平成３０年の平均観光入込客数は１０３万人であったが、この効果を更に市域経済へと波及させることでより多くの観光客を呼び込むことができる。また、新たな観光産業の創出や既存の観光産業の育成、雇用の機会や場所を提供することにより、若者の流出を抑制し、市外からの移住・定住につなげていく。

② 移住定住

定住人口の増加に向けた取り組みの柱となるものが住宅施策である。当市では移住者及び在住者に対し、特に若者の定住につながるように、住宅購入支援や住宅整備を行ってきた。北陸新幹線飯山駅が開業されたことに伴い、就業と一体となった住宅支援及び住宅整備がより一層求められている。また、子育てや学び、働きによって、市民一人ひとりが安心して生活を送ることができる環境づくりを進める必要がある。

平成 15 年度より、全国に先駆け移住対策にあたり支援を行ってきた。これらを通じた移住者は北陸新幹線飯山駅が開業前は、年度平均約 41 人あったが、北陸新幹線飯山駅の開業後は知名度の向上、移住者用住宅整備などにより年々増加し、平成 27 年度から令和 2 年度の 6 年間では、年度平均約 90 人と大幅に増え、令和 2 年度は過去最多の 127 名となった。

高齢化社会や過疎化による景気の低下に伴い、当市でも空き家が増加しており、管理されていないまま放置されていることが問題となっている。空き家の有効活用と移住者の住宅確保、更に地域集落維持の視点から、空き家バンク等による情報提供が重要であり、平成 19 年度から空き家バンク制度を進め、令和 2 年度までに空き地も含め 256 件の登録に対し 177 件の成約があった。空き家バンクへの登録及び成約は増加傾向にあり、令和 2 年度は新規登録 33 件、成約 34 件であるが、空き家自体も増加しており、より一層空き家バンク登録の推進によって、売買を躊躇し使えなくなる前に空き家の有効利用を図っていく必要がある。

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」）の拡大により、テレワーク等の新しい働き方が進んでおり、新型コロナの終息後も継続すると予想される。当市では、令和元年 11 月にはワーケーション自治体協議会に、令和 3 年 3 月には全国二地域居住等促進協議会に参加し、テレワークを活用することで、普段の職場や居住地から離れていても仕事が継続できるように支援している。

③ 住宅

過疎化に歯止めをかけるには、住みよい住環境整備と良質な住宅造りが必要であるとともに、安価な宅地を供給していく必要がある。住宅地の分譲については、アンケート調査等をもとに開発を進め、飯山市土地開発公社が昭和 43 年以後令和 2 年までに分譲した区画数は 705 になる。北陸新幹線飯山駅開業後、飯山駅周辺で民間での宅地分譲が行われ、現在完売している。また、住宅建設もみられることから、市内の特に飯山駅周辺での宅地需要が増加傾向であると推測される。

市営住宅については、市民の住宅需要に応じて設置し、飯山市公営住宅等長寿命化計画に基づき老朽化した住宅の建替えをしてきており、令和 3 年 4 月 1 日現在 68 棟 333 戸を管理している。そのうち昭和 56 年 6 月以前に旧耐震基準で整備された住宅が 14 棟 33 戸あり、引き続き飯山市公営住宅等長寿命化計画に基づき改善を進める必要がある。

移住推進のため、平成 28 年に譲渡を受けた雇用促進住宅 2 棟 80 戸を移住者用住宅とし現在までに 53 戸改修を行い、この他に新規住宅 1 棟 10 戸の整備を図った。この内 4 戸はテレワーク・ワーケーション用住宅として運用している。また、将来にわたり、当市へ居住するための若者・定住促進住宅を整備し、それぞれ若者住宅が 21 戸・定住促進住宅が 15 戸ある。移住者の平均年齢は 30 代で、若者が中心となっている。若者の定住及び移住の推進を図るため、受け皿となる住宅が必要である。

更に、一般住宅の耐震化は飯山市耐震改修促進計画に基づき進めてきた。この計画では令和 2 年度までの目標 90%に対し、令和 3 年 4 月 1 日現在耐震化率は 73.8%となっている。定住を図るとともに市民が安心安全に生活を送るために、住宅の耐震化の推進が必要である。また、寒暖差が大きく、豪雪地帯である当市では、脱炭素社会に向けた住宅への推進も必要である。

④ 地域間交流

平成 6 年にグリーンツーリズム推進協議会が発足したことから、全国に先駆けてグリーンツーリズムに取り組み、これを端緒として、観光・教育分野を中心に大都市圏との交流人口の拡大を図ってきた。更に近年では、北陸新幹線沿線都市をはじめとして、観光や防災面での相互連携・相互交流を図るための取り組みを進めており、令和元年度は、観光交流イベントに年間 23 回参加してきた。これに加えて、中国深圳市福田区や豪州バサースト市と連携し、中高生から高齢者まで幅広い世代で市民レベルでの国際交流活動が活発化していることから、今後も国際交流員の配置を継続させるとともに、様々な分野での交流促進と国際感覚の醸成を図っていく必要がある。

また、インターネットの普及に伴い、当市の情報発信力の充実・強化を図ってきており、国内外向けの観光コンテンツの充実はもちろんのこと移住定住等の分野においても今後も継続して充実を図っていく必要がある。

⑤ 人材育成

北陸新幹線飯山駅の開業に伴い、地域の人やモノの流れは大きく変化している。これからの当市においても、新産業創出や技術開発へのチャレンジなど起業を支援することにより、地域の活性化を推進することが重要である。起業支援による起業件数は、令和元年度においては 4 件、令和 2 年度においては 6 件と起業意欲は衰えない中、起業・創業希望者に向けたセミナーを開催するなど、安定的で継続的な事業活動を行う人材を育成するための支援に力を入れている。今後の課題は、現状ある資源を活用して新たな発想に基づき、地域経済の活性化や人材の育成を進めることである。

(2) その対策

① 北陸新幹線飯山駅を起点としたまちづくり

北陸新幹線飯山駅を活用して、交流人口や関係人口を増加させるために県や近隣市町村、民間事業者と連携をし、広域観光事業の推進に力を入れている。また、飯山駅前市有地への商業施設等の誘致によるにぎわい創出やホテル施設の誘致、まちなか観光推進による寺町や商店街への誘客・集客を図り、交流人口及び関係人口の増加による経済波及効果を目指す。

これらの政策を実施し、本計画では、観光入込客数は令和 7 年度までに 120 万人を目標とするが、新型コロナの影響により、設定した数値が大幅に変更を要する場合もある。

② 移住定住

当市発足以来、人口減少が続いており、活力ある地域づくりには、人口維持・増加対策が急務である。北陸新幹線飯山駅開業を契機に交流人口の増加や定住人口の増加を目指す施策として、雇用の場の確保や少子化対策、子育て支援施策の充実とともに、コロナ禍の現在ではリモート相談会を行い、ライフスタイルに応じた移住・定住施策を推進している。特に、婚活支援対策、住宅確保対策をはじめとした若者のための移住定住対策を進める。また、北陸新幹線飯山駅の近くには、テレワークやワーケーションなどを行うことができるようにおためし住宅を整備し、企業誘致と併せ支援を図っている。これらの政策は、北信地域定住自立圏内の 6 市町村でも事業を連携し、定住を支援する体制を構築している。更に、リモートによるこれらの新しい働き方への対策を今後も進め、移住定住に結び付けていく。

移住定住の推進に当たり、専任スタッフも配置し、主に都市住民を対象としたリモートでの開催を含むセミナー及び相談会の開催やホームページ・SNS 及び広告等で積極的に地域の情報発信を行うとともに、当市での暮らしやリモートワークを含む仕事を体験する滞在企画の提供を行う。地域産業振興の原動力となる若者の定住・確保に向けては、企業ガイドブック等を活用し、地元企業、製品の PR・情報提供を行いながら就職活動への支援及び通勤・通学への支援を図る。また、地域の自然、食材や文化、伝統的工芸品の伝統や技術を活かした起業を支援し、幅広い年代の移住定住者に対応できる住宅等の環境整備や住宅取得の支援を行う。更には、住宅等の環境整備には行政だけでなく民間による整備が必要であり、民間が活躍しやすい環境づくりや支援を進める。

本計画では、当市の支援を通じた移住者数を令和 7 年度までの期間累計で 500 人にすることや空き家バンク制度を民間とも連携した推進を行い、空き家バンクへの新規登録件数は期間累計で 100 件を目標とする。

③ 住宅

北陸新幹線飯山駅に近く宅地化が有望な農地の一部の宅地開発を行い、飯山駅周辺での高まる宅地需要に対応するとともに、開発を行わない農地への民間開発を誘導する。I・J・U ターン者をはじめとする定住人口の受け皿として、移住者用住宅や若者住宅及び定住促進住宅の整備、そして空き家の活用を含め移住定住施策を展開する。これらの施策は、行政だけでなく民間活力を活用できるよう、連携及び支援を図っていく。

市営住宅は飯山市公営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化や旧耐震基準で建てられた市営住宅の計画的な建替え、耐震化や長寿命化を図るための改修を進める。

冬期間の屋根雪処理については、雪下ろしを必要とする屋根を自然落雪型に改良する費用や屋根を融雪化した費用及び雪下ろし屋根への命綱固定化金具設置費用に対し、補助することによって雪下ろしに伴う身体的、経済的負担の軽減や危険防止を図る。

市内住宅の耐震化は、飯山市耐震改修促進計画及び飯山市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに基づき耐震化を進め、耐震診断及び耐震改修への支援を実施していく。また、脱炭素社会に向けた住宅の取り組みとして、高い省エネ性能等を有する住宅を推進する。

老朽化した市営住宅に係る維持管理を進め、長寿命化と移住の推進及び若者の定住を図るために、本計画では、令和 7 年度までに老朽化した市営住宅の建替えを 1 棟 6 戸、移住定住促進住宅 1 棟 8 戸と若者住宅 3 戸の整備を目標とする。

④ 地域間交流

イベント開催やインターネット、オンラインセミナー、SNS の活用等を通じて、自然、景観、産業、歴史、伝統文化、暮らし等地域のあらゆる情報や魅力を大都市圏・海外に発信することで、地域間交流の促進を図る。また、姉妹都市や観光交流都市、災害時応援協定都市、中国深圳市福田区や豪州バサースト市等国外各都市との市民レベルでの交流を促し、観光、教育文化、スポーツ等をはじめとした様々な分野の活性化につなげていく。

国際交流員の配置を継続するとともに国際交流活動を通じて、国際化の更なる進展に対応できる市民の国際感覚の醸成や市民交流活動支援、外国人をはじめとした来訪者のための受入体制と環境整備を図る。

芸術文化の振興、教育、娯楽、健康等の多面的な活用を通じた市民相互の交流の促進及びにぎわいの創出の拠点として、平成 27 年度に開館した飯山市文化交流館「なちゅら」の利活用を図る。

近隣市町村や民間企業等と連携し、本計画では、観光交流イベントに参加する回数を令和 7 年度までに年間 25 回に増やすことを目標とする。

⑤ 人材育成

地域住民や関係人口の参画を促すことでリーダーとなる人材を育成する支援を図る。外部からのアドバイザー招聘や地域おこし協力隊制度等を活用して、様々な地域資源や時代のニーズを掘り起こした新しいツーリズムを作り出し、また、学ぶことができる機会等を提供することにより、起業や地域経済の活性化を図るための支援を実施している。

更に、新規に事業を考えている者や新分野への事業展開を考えている者のための起業支援活動として、飯山市起業支援センターの活用を推進している。起業家及び起業を考えている者同士が交流できる場所の提供や起業を支援することで人材育成を図っている。

本計画では、市からの起業支援による起業件数を令和 7 年度までの期間累計で 15 件に増加させることを目標とする。

(3) 計画

事業計画（令和 3 年度～令和 7 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・地域間 交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住	住宅耐震対策事業	市	
		住宅屋根克雪化事業	市	
		移住・定住推進事業	市	
		さわやか婚活応援事業	市	
		定住支援事業	市	
		移住支援事業	市	
		結婚新生活支援事業	市	
		飯山市企業誘致・移住支援事業	市	
		住宅地造成事業（市単公共下水道事業（飯山市）、市道改良事業）	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

住宅に関し、飯山市公共施設等総合管理計画は、以下の基本方針に基づいている。

〈公営住宅施設の基本方針〉

- ・施設の老朽化状況、入居状況等を勘案して、改修や更新等に関する計画を策定し、計画的に改修、更新等を実施する。
- ・老朽化が著しい住宅については、優先的に更新等の方針を定める。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

① 農林業

当市は水田単作の米所であるが、近年、米の生産調整や条件不利地域での耕作放棄等を機に栽培面積が減少し、米への依存は低下しつつある。それに替わって花きや野菜等の畑作農業のウエイトが増している。

全国有数の良質米生産地域である当市においては、集落営農組織、農地所有適格法人への移行等による経営合理化を地域一体となって進めてきたが、農産物価格の不安定な推移や農業者の高齢化・後継者不足等により、当市の農業を取り巻く情勢は依然として厳しい。

令和2年度の新規就農者数は5人であったが、農業従事者数が減少する中、担い手をどのように確保するか、受け手のない農地を長期的にどのように利用するか等が課題である。

高齢化及び過疎化が進行する中で、特に中山間地域においては用水路、農業用施設等の維持管理が難しい状態にある。また、基幹水利施設等の大規模施設の長寿命化も大きな課題となっている。

農家の冬期対策として取り入れられたきのこと栽培は、全国的な大資本・企業参入による価格の低下もあり、厳しい状況に直面している。しかしながら、当市の農業に占める比重は依然大きく、産地間競争に耐え得る品質の向上、新品目の開発等を積極的に進め、農業所得の向上を図らなければならない状況である。

森林・林業を取り巻く情勢も、農業同様に厳しい状況にあるが、昨今の森林資源活用の追い風を受け、二酸化炭素の吸収など森林の多面的機能の発揮に向けた期待が大きい。しかし、現実には担い手の高齢化と過疎化が進行し、里山の保全を図るには厳しく、また有害鳥獣対策も大きな課題となっている。

② 商業

商店街は、市街地においては上町・本町・仲町を中心に。また、市北部ではJR戸狩野沢温泉駅周辺において形成されてきた。これまで飯山商工会議所（以下「商工会議所」）や地元商店街と連携を図り、駐車場やアーケードの整備、歩道の無雪化、回遊性のあるまち並整備等のハード整備に加え、四季折々の集客力のあるイベント開催や商店街活性化のための活動支援等による商店街振興策を数多く進めてきたところである。

一方で、交通手段の変化、消費者ニーズの多様化等の時代の変化によって、静間バイパス沿いの郊外型大型スーパー等市域南部の商業集積地に消費者が集中する傾向が継続しており、市街地商店街の吸引力の低下による空き店舗の増加や後継者不足の問題に直面していることから、令和元年度の空き店舗等の活用件数は2件であった。

少子高齢化による周辺商圏人口の縮小傾向が続く状況下において、北陸新幹線飯山駅を

利用する観光客等を含めた市街地への誘導、地域に根ざした特色ある商業振興対策を図る必要がある。また、北陸新幹線飯山駅の開業効果と交通アクセスの利便性を最大限に活かし、豊富な自然や地域資源などから生み出される観光資源の強化と開発等により、地域経済の発展に向けて、各商工業団体や市町村等との連携を更に強化させる。

③ 工業

工業は、産業構造の変化や日本経済の低迷によって国内から国外へとその生産拠点が流出していることから、当市における製造品出荷額もピーク時と比較すると 50%程度となっている状況下にある。また、当市の工業は、市内の工業団地を中心とした電子部品・デバイス・電子回路製造業などの製造業がけん引しており、製造品出荷額でみると平成 29 年度現在で当市全体出荷額の 40%以上を占めている。

若者の定住や働く場の確保のため、工業団地の造成、企業立地振興条例の制定等企业誘致を積極的に進めてきたが、令和元年度の工業団地への企業誘致は 1 件であった。更に、これまでの景気低迷と企業の業種別・規模別格差（二極分化）が進む中、産業構造の転換を迫られており、企業誘致だけでなく既存企業が引き続き当市で操業していけるような環境づくりと地域の特徴・技術を活かした産業振興を図ることが課題となっている。

伝統的工芸品に指定されている飯山仏壇と内山紙は、伝統ある地域の産業であり、当市を特徴付ける産業でもあるが、後継者の確保と育成をはじめ、他業種との連携、生産段階での技術革新、高付加価値化や販路拡大に取り組む必要がある。

また、北陸新幹線飯山駅が開業したことにより、首都圏や北陸地方が時間的に近くなった魅力を切り口として、今後の工業・産業振興を図る必要がある。

④ 観光

冬の観光の主力としてスキー観光があげられるが、国内のスキー場と宿泊施設の増加に伴う数と質の過当競争、気温の上昇に伴う雪不足やレジャーの多様化による若年層を中心としたスキー、スノーボード離れ等々により、スキー観光は非常に厳しい状況が続いている。冬期の観光産業の大きな柱であるスキー場への入込客数は、地域経済、雇用に大きな影響をもたらすものであり、近年では、北陸新幹線飯山駅開業を契機として外国人観光客や幅広い年代にも対応できる雪を活かした多様な観光資源の開発・充実への展開を推進してきたことから、観光入込客数の宿泊者人数は、平成 28 年度～平成 30 年度の平均で、76 万人となっている。

グリーン期については、グリーンツーリズムの推進、信越自然郷アクティビティセンターを拠点とした多様なアクティビティ・メニューの提供、自然体験教室やセカンドスクールの誘致、寺めぐり・七福神めぐり、高橋まゆみ人形館等飯山の自然と農業、寺社等の観光資源を活かした誘客を推進しており、グリーン期における誘客に効果をあげている。

また、平成 22 年度に設立された一般社団法人信州いいやま観光局の運営支援を行うことにより、観光関係人材の充実、観光施設の適切な管理運営、観光情報発信、旅行商品の開発、提供等を進めており、観光業、宿泊業、経済団体等が一体となった事業展開が図られている。

平成 27 年 3 月には北陸新幹線新幹線飯山駅が開業し、新幹線時代を迎え、交通の利便性が飛躍的に改善したことで首都圏、関西方面、北陸方面からの集客が見込まれる状況となっている。このため、広域的な取り組みとして、信越 9 市町村広域観光連携による飯山駅を核とした日本型 DMO（“Destination Marketing/Management Organization”の略。地域全体の観光マネジメントを一本化する、着地型観光のプラットフォーム組織）の充実を図っている。また、北陸新幹線沿線の 6 都市と観光交流協定を締結し、観光交流人口及び関係人口の拡大や経済振興を推進している。

近年では、新型コロナの影響により、本市においても宿泊事業者や飲食事業者をはじめ、様々な分野で大きな影響を受けている。新型コロナの収束後においても、従来の社会情勢に戻るには、ある程度の時間がかかると見込まれているため、事業の継続・存続に向けた息の長い支援が必要とされている。

（２）その対策

① 農林業

当市では、平成 29 年に「飯山市農業振興計画」を策定し、農業生産額と新規就農者数を目標値として掲げている。また、農地の集積・集約に向けた「人・農地プランの実質化」についても関係機関と連携し、各種施策に取り組んでいる。

土地利用型農業においては、経営合理化と規模拡大による生産性向上と食の安全性等を追求した付加価値の高い農業を目指す必要がある。認定農業者や地域の担い手への農地の利用集積や有効利用を更に進めるとともに、経営の合理化につながる集落営農等の経営体の育成・法人化に努めるものとし、担い手確保の対策については、国の新規就農支援事業と市単独の支援事業を活用し、その確保と人材育成を推進する。

稲作が土地利用型の中心となる当市の農業は、コロナ禍によるインバウンド観光客の減少、外食産業の低迷等により、厳しい経営が予想されるが、日本有数の良質米の産地として、更に味・品質を高めることで他の市町村との差別化を図るため、行政・JA・生産者が一体となって必要な対策を進める。併せて米以外の農産物についても、生産基盤整備だけでなく、加工・販売ルートの開拓といった 6 次産業化の展開も推進する。

日本有数の豪雪地帯である当市の農業にとって雪はマイナス面が強調されてきたが、自然エネルギーとして雪を利用した種苗や野菜、蕎麦等の貯蔵の研究、商品化等今後も利雪農業を推進していく。

ブランド豚である北信州みゆきポークは、市と JA で母豚の更新と加工商品開発を行い、

生産体制維持、施設の維持・更新、後継者確保等の対策について生産者・行政・JA・関係者が一体となって研究・協議を進め、競争力の高い畜産業の新たな事業展開を目指す。

きのこ栽培については、種菌センターの高度利用と低コスト栽培、規模拡大、作業合理化、規格徹底、品質向上、GAP（農業生産工程管理）手法の導入等による安定的な経営基盤の確立、市場での有利販売等により他産地との差別化に努める。

また、豊かな自然環境を活かしたグリーンツーリズムの展開による都市住民との交流を深め、農業生産物の多様な流通と販売促進を図るとともに、当市農畜産物のブランド化・高付加価値化による農業所得の向上に努める。

国営飯山農地開発事業で造成した農地は、整備後 20 年を経過する中で農業施設の補修箇所が年々増加してきているため、長寿命化対策を計画的に実施していく必要がある。

更に、市内各所の用排水路、農道等の整備については、中山間地域等直接支払・多面的機能支払交付金の活用と活動組織の拡大を推進し、過疎化・高齢化に対応した農村集落の維持を図っているが、担い手の減少が著しく、更なる支援策も必要である。これに加えて、基幹水利施設等の大規模施設は平成 28 年度に策定した「農業水利施設インフラ長寿命化計画」に基づき、土地改良区・各地区水利組合等と連携し、国・県事業の活用等により計画的な改修及び更新を進める。

森林関係については、その公益的機能を高めるとともに、保健休養的、観光的利用対策を推進し、山菜や野草、薬草、きのこ類の「自然の恵み」の有効活用も進める。高齢化・過疎化の中での里山保全は大変厳しい状況にあり、各集落による里山保全共同活動を推進するとともに、電気柵の設置支援や狩猟技術向上等の有害鳥獣対策を進めている。また、国土保全や低炭素化社会の実現等森林環境対策に期待される追い風を受け止め、国・県の事業の活用、森林組合との連携により森林資源の有効活用を進め、持続的な林業振興事業の取り組みを進める。

農業振興を図り、農村集落機能の維持を図るため、本計画では、新規就農者数を令和 7 年度までに期間累計で 15 人を目標とする。更に、中小・家族経営も含めた多様な担い手の支援策も含め、農家所得向上に向けた施策の展開が必要である。

② 商業

消費者を市街地へと誘導するため及び観光客の受け皿充実のために、北陸新幹線飯山駅周辺の商業用地としての魅力向上を図る。また、歴史あるまち並や寺院、雁木等の観光資源を活かしながら、商工会議所や地元商店街等との連携・協力体制を強化し、イベント開催支援等集客に向けた知恵を活かした魅力ある商店街づくりを進める。

商店街において閉店・廃業する店舗や事業者が増える中、人材育成による後継者確保を図るとともに、地域資源や空き店舗・空き家の利活用等による起業を支援する。また、農業、商業、工業等各産業分野の連携による産業おこし、事業者の育成、活動支援等を行う。

加えて、北陸新幹線飯山駅前から四季を通じて快適な歩行空間を確保するために街路灯整備といった商店街の環境整備を図り、市街地への顧客吸引力を高めるための施策を推進する。

地域の商業力を強化するため、本計画では、空き店舗等の解消や活用件数を令和 7 年度までの期間累計で 10 件を目標とする。

③ 工業

市民がやりがいを持って働ける魅力ある就業の場を確保するため、時代や企業のニーズに合った企業誘致の仕組み・制度づくりを進める。

従来、工業用地については、売却のみとしてきたものを賃貸借にも枠を広げ、企業がより進出しやすい環境を整えるとともに、これまでの景気低迷により立地企業の撤退等市外への流出も懸念されることから、既存企業が引き続き当市で操業していけるような環境づくりを行う。また、当市の地域資源を活用した産・学・官による研究開発を行う場の創出にも取り組むとともに、ICT 関連の企業・人材の誘致を進め、新産業の創出と創業支援を行い、併せて、冬期間の操業条件整備等を進め、冬期の遠距離通勤者援助対策等のために、企業従業員住宅の充実・活用を含め雇用条件改善に向けた支援を行う。

令和 3 年 2 月に当市と株式会社マウスコンピューターは包括連携協定を締結し、今後、ICT 教育の振興や地域文化振興のための IT 活用及びまちづくり・地域活性化等について、相互に連携し取り組んでいくことで、市民サービスの向上及び地域の活性化を推進することとしている。

伝統的工芸品である飯山仏壇、内山紙等の地域の産業については、後継者確保や人材育成の対策を充実させるとともに、異業種交流や新たな技術開発、伝統技術を活かした製品開発を進め、経営体質の強化に努める。また、各種イベント等を活用し販路の拡大と販売の促進を図る。

地域産業振興の原動力となる若者の定住・確保に向けては、企業ガイドブック等を活用し、地元企業、製品等の PR・情報提供を行いながら就職活動への支援を図る。また、地域の自然、食材や文化、伝統的工芸品の伝統や技術を活かした起業を支援する。

本計画では、地元の工業力強化のため、工業団地を中心とした当市への企業誘致（流出抑制も含む）として、令和 7 年度までに期間累計で 8 社を目標とする。

④ 観光

新幹線時代を迎え、当市の魅力や価値を堪能し、来訪者が満足できる観光地づくりを目指すとともに新幹線時代に対応できる観光人材の育成を進める必要がある。

具体的には、当市の自然、歴史、文化等の特色を活かした観光地、まち並、観光施設等整備とブラッシュ・アップ、四季を通じて楽しめるアクティビティ環境の充実等を図る。

また、インバウンド対策、姉妹都市や観光交流都市との連携、自然環境と立地を活かしたスポーツ・ツーリズム等の推進、各種イベントの開催を通じて北陸新幹線飯山駅を活かしながら誘客の促進と交流人口や関係人口の拡大の取り組みを進める。

令和３年度からは、既存の「道の駅・千曲川」の施設の拡張に取り組み、農業・食・アウトドア等の拠点施設整備事業に加え、かわまちづくり事業など水辺空間の活用と景観形成を一体的に推進し、複合的な道の駅を整備することで交流人口や関係人口の増加を目指す。

更には、地域資源を活用した食や土産品の充実を図るために民間事業所、地域団体等の活動を支援するとともに、国内外への積極的な観光情報の発信や飯山駅を起点とした周辺観光地への二次交通機能、観光案内体制の強化等を経済団体、民間事業所、関係機関等と連携して進める。

広域的な観光振興については、信越９市町村広域観光連携会議が基軸となり、信越自然郷エリア内の交通体系整備、観光案内機能や広域観光商品の充実等所要の対策を講じることと北陸新幹線飯山駅開業効果の広域のかつ継続的な波及を目指す。

交流人口や関係人口を増加させるために、近隣市町村と連携して事業を展開していることから、本計画では、観光入込客の宿泊者数を令和７年度までに年間９５万人を目標とするが、新型コロナの影響により、設定した数値が大幅に変更を要する場合もある。

(３) 計画

事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
２ 産業の振興	(５) 企業誘致	起業支援ネットワーク推進事業	市	
	(９) 観光又はレクリエーション	道の駅拡張整備事業	市	
		桜広場交流施設拡張整備事業	市	
		まち並整備事業	市	
		都市公園等施設整備事業	市	
		観光施設整備事業	市	
		都市計画環境整備事業	市	
		かわまちづくり事業	市	
		自転車活用推進事業	市	
	(１０) 過疎地域持続的発展特別事業	協働のもりづくり事業 里山から離れつつある地域住民の森林への意識の高まりを目指し、多くの機能を有する森林の整備と保全を推進するため、市民が協働で森林整備を進める活動に交付金を交付する。	市	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業 種	計 画 期 間	備 考
ア 北陸新幹線飯山駅周辺地区および市長が告知で定める区域	小売業、飲食業、宿泊業、その他市長が認める施設	令和３年４月１日～ 令和８年３月３１日	※１
イ 市内の工業専用地域、工業地域、準工業地域、農工地区、工場適地及び企業立地促進法に基づく基本計画における「重点的に企業立地を図る区域」	製造業、運輸業、卸売業、野菜の養液栽培、菌茸類栽培、花き栽培、農産物選果、情報通信業及び学術・開発研究機関に目的とする施設	令和３年４月１日～ 令和８年３月３１日	※２
ウ 市内の地方活力向上地域	地域再生法第５条第４項第４号に規定する特定業務施設	令和３年４月１日～ 令和８年３月３１日	※３
エ 市内全域	旅館業、小売業、飲食業	令和３年４月１日～ 令和８年３月３１日	※４
オ 市内全域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等	令和３年４月１日～ 令和８年３月３１日	※５

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業内容

① 現状と課題

ア 飯山市北陸新幹線飯山駅周辺地区における商業施設等の立地の促進に関する条例※１に基づき、商業施設等が産業振興促進区域内に立地した際に、固定資産税を一定期間免除することで企業誘致を推進している。北陸新幹線飯山駅の開業に伴い、駅前の市有地については、民間事業者による商業施設等の設置に向けて誘致を行ってきている。駅前を含む駅周辺の土地は６か所（８筆）で４,７６４平方メートルあり、そのうち３か所（５筆）１,３００平方メートルにおいて飲食店等の誘致が済んでいる。北陸新幹線飯山駅が開業して、６年経過し、一番面積の広い土地（１筆 ２,６７７平方メートル）への宿泊施設誘致が課題となっているが、商工会議所等関係団体との連携を図りながら、誘致を進めている。

イ 飯山市企業立地振興条例※２に基づき、企業の育成と企業立地の推進を図るために必要な財政措置を行い、産業の振興及び雇用機会の拡大を図っている。一律に市内全体を課税免除の対象地域とするのではなく、都市計画法で定められている準工業地域等のほか、「農村地域への産業の導入の促進に関する法律」に定められた区域及び施設や「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」における課税の特例を受ける施設など幅広い地域や業種を設定している。また、先に述べたように、同地域に立地している株式会社マウスコンピューターと包括連携協定を結び、市民サービスの向上及び地域の活性化を推進するために連携を図っている。

ウ 飯山市本社機能の移転等促進に関する条例※３に基づき、当市の地方活力向上地域へ本社の移転等を行った場合には、新たに固定資産税を課すことになった年度以降の３年間、課すべき課税免除又は不均一課税を行い、必要な助成措置を講ずることにより、産業の活性化及

び雇用機会の拡大を図っている。また、商工会議所等とも連携している。

エ 飯山市宿泊施設活用促進条例※4に基づき、当市における宿泊施設の物件取得の促進を図るため必要な支援を行い、観光業の振興と雇用機会拡大により、経済発展に寄与することを目的としている。広域観光誘客等の推進による圏域内外の人口の流れの創出を図るために、信州いいやま観光局との業務連携や北信地域定住自立圏内の市町村と連携している。

オ 新たに、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「過疎法」）が令和3年4月より施行されたことにより、当市が定める他の産業振興支援等と整合を図りながら、事業の用に供する設備等の取得価格の基準や対象業種を広げた一層の支援が求められている。

② 課題解決策

ア 北陸新幹線飯山駅周辺地区への商業施設等の立地に対し、条例に基づき固定資産税の減免等の優遇措置がある。これを受けるためには、あらかじめ対象事業者としての認定を受ける必要がある。措置の内容は、下記の通りで、固定資産税や都市計画税の免除を行っている。

固定資産税の課税減免・免除

	市有地の賃貸料	内 容
市有地のみ活用する場合	貸付契約の日から10年間無償	新たに固定資産税等が課されることになった年度から10年間課税免除。
市有地及び民有地を一体的に活用する場合	貸付契約の日から10年間無償	新たに固定資産税等が課されることになった年度から5年間課税免除。
民有地のみを活用する場合		新たに固定資産税等が課されることになった年度から5年間課税免除。

イ 該当地域等において、工場等を新設、移設、増設をするために要した土地や家屋及び償却資産について、下記に該当する場合には、課税免除及び不均一課税となる。対象となる業種を幅広く定めており、産業振興の促進を図っている。課税免除等の処置の内容は、下記の通りである。

固定資産税の課税減免・免除

区 分	指定要件	内 容
新設・移設	投下固定資産総額（土地、家屋及び償却資産の取得価額の合計額をいう。以下同じ。）が2,000万円以上又は常時雇用する従業員数5人以上	初年度・翌年度は課税免除。
増 設	投下固定資産総額が1,000万円以上、かつ、その増設した年中に新たに常時雇用する従業員が1人以上	翌々年度は税額の20%課税とする。

ウ 特別償却設備を新設もしくは増設した場合に、これに該当し特別償却設備に当たる建物等や土地に関して、課税する固定資産税を初年度は免除し、翌年度及び翌々年度については、税率を100分の0.07として、産業の活性化を推進している。

エ 固定資産税及び都市計画税について、新たに固定資産税等が課されることになった年度から10年間免除することができるが、この固定資産税等の免除については、当該対象固定資産に対して、1回限りとしている。

オ 飯山市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例※5を制定し、市内において条例で規定する対象業種が、事業用に取得した土地、建物、償却資産の合計額が500万円を超える場合、対象固定資産に対し3年間固定資産税を免除することができる。なお、法人については以下の通りである。

対象業種	資本金規模		
	5,000万円以下	5,000万円超1億円以下	1億円超
製造業 旅館業	取得価格の合計 500万円以上	取得価格の合計 1,000万円以上（新增設に係る取得費に限る）	取得価格の合計 2,000万円以上（新增設に係る取得費に限る）
農林水産物等販売業 情報サービス業等	取得価格の合計 500万円以上	取得価格の合計 500万円以上（新增設に係る取得費に限る）	

当市では、産業振興促進事項として、過疎法に基づき固定資産税の免除を行うほか、独自に条例を定め、固定資産税等の免除を行っている。また、過疎法に基づくものよりも課税免除の期間を長くすることや対象業種を増加させることで、より一層、産業振興を促進している。

（５）公共施設等総合管理計画等との整合

産業施設及びレクリエーション施設や観光施設に関し、飯山市公共施設等総合管理計画では、以下の基本方針に基づいている。

〈産業施設の基本方針〉

- ・施設の老朽化状況、利用状況を勘案して、改修、更新、廃止など、今後の施設のあり方を検討する。
- ・運営の効率化を図るために、適宜、民間活力の導入などを検討する。

〈レクリエーション施設・観光施設の基本方針〉

- ・民間活力を活用しながら、効率的かつ効果的な運営に努める。

4 地域における情報化

（１）現況と問題点

電話や携帯電話通信エリアについては、十分に行き渡ったものとなっている。ICTが充実し、地域の方々の暮らしが変化していく中で、利便性や快適性の向上及び産業の活性化など様々な場面での活用が図られている。また、行政・防災情報を的確かつ迅速に発信し、

市民の安全・安心な暮らしを確保するために、令和 2 年度にデジタル防災無線の整備・更新が完了した。

今後は、住民生活の利便性の向上を図り、ホームページなどを活用した情報の発信、国内外から来訪者の向上のために、株式会社テレビ飯山等との連携を図りながら対策を講じる。更には、老朽化する伝送路の維持や更新を検討する必要がある。

(2) その対策

これまでは、デジタル防災行政無線の整備というハード整備を行ってきたが、近年では、災害の発生が多くなっていることから、減災や防災のための「集落防災マップの作成」など住民の方々と協力し作成する自助や共助といったソフト対策に力を入れる必要がある。

北陸新幹線飯山駅開業の効果を最大限に活かすために、情報基盤の充実を図る。インターネットの普及に伴い、情報発信力の充実と強化を推進しているが、今後は、国内外向けの観光コンテンツの充実はもちろんのこと、移住定住などの分野においても継続して取り組んでいき、Wi-Fi の整備にも力を入れることが重要である。これに加えて、CATV 設備の更新を行い、業務に著しい支障を及ぼさないようにするとともに、適切な品質のサービスを提供する。

また、市のホームページや市の SNS などを活用し、当市の魅力を発信することが大切である。これに加えて、災害時における通信規制及び電話回線の損傷、大規模停電等に備え情報伝達体制の構築、災害時のリアルタイム情報の確保を進める必要があることから、平時から通信事業者との連携強化に努め、情報共有や手順の確認等を行うとともに、必要な訓練を実施するなどして、連携強化に努めることが重要である。

(3) 計画

事業計画（令和 3 年度～令和 7 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化 のための施設 その他の情報化のた めの施設	CATV 整備事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

情報センター施設を有しており、ここで市の情報発信等を行っている。これについて、飯山市公共施設等総合管理計画では、以下の基本方針を定めている。

〈基本方針〉

- ・計画的な点検や修繕等の実施により、施設の適切な維持管理に努める。
- ・今後も保有し続ける施設については、必要に応じて、耐震補強や改修等を実施する。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

① 国・県道

市内には、国道 3 路線（117 号、292 号及び 403 号）、主要地方道 4 路線、一般県道 12 路線がある。

国道 117 号は、長野市と新潟県小千谷市を結ぶ幹線道路で、千曲川及び JR 飯山線と並行して当市を縦断し、災害時の緊急輸送路としても位置付けられており、広域的な交流・物流を担う重要な道路である。替佐～静間バイパスが整備されたことにより、利便性が向上し事業効果が発現しているが、更なる道路環境の充実には、静間バイパスにおける歩行者の安全確保のための歩道整備や大型量販店利用者による渋滞解消のための中央部への右折車両専用レーン設置、混雑期の渋滞解消のための伍位野交差点への常時左折レーン設置が望まれる。

国道 292 号は、群馬県長野原町を起点とし、志賀高原、中野市、飯山市富倉地区を経て、新潟県上越市に至る道路で、災害時の緊急輸送路にも指定されている。市内の改良率は、92.2%であるが、橋桁が千曲川の計画高水位以下にあり、老朽化が進む古牧橋の早期架け替えや幅員が狭小である大川隧道の新設、部分的な線形改良が望まれる。

国道 403 号は、新潟県新潟市を起点とし、上越市、飯山市岡山地区、中央橋から木島平村、北志賀高原を経て、松本市に至る道路である。幅員狭小で交通のネックとなっていた中央橋の架替えが完了し、令和 2 年度にはその先の下木島工区が事業化となり、早期の整備効果を発現させるため事業促進が必要である。

いずれの国道とも、当市の骨格をなす道路であり、観光をはじめとする地域の経済活動や地域の生活に欠かせない重要な道路である。

主要地方道及び一般県道の延長は、約 85km、改良率は 78.9%である。いずれの路線も主要な道路であるが、狭隘部分、交差点改良、歩道整備等が必要な箇所が存在する。

なお、当市は日本でも有数の豪雪地帯（特別豪雪地帯指定）であり、雪対策は冬期の市民生活にとって最重要課題であり、歩道を含めた除雪の実施、堆雪帯・消雪施設（散水・無散水）の整備は不可欠である。また、近年は既存の消雪施設の更新が課題となっている。

② 市道

市道は令和元年度末で 1,620 路線、764.0km に及ぶ。1 級市道は国・県道を補完し、国・県道の代替機能を持った幹線市道で 35 路線ある。2 級市道は幹線市道を補完し集落間を結ぶ補助幹線市道であり 42 路線ある。その他市道は 1,543 路線あり、地域住民の生活に欠かすことができない市道である。

1・2 級市道の改良率は 91%を超えており、新たに整備を要する予定箇所も少ない状況と

なっている。また、その他市道の改良率は **56.4%**となっており、今後は小学校統合に併せた道路網の整備や集落内の生活道路の新設も含めた未整備箇所を重点的に進めていく必要がある。

現在、市が発注する工事の他に、住民と行政の協働による「協働のみちづくり」事業を進めている。この事業は、対象箇所は市道に限定しており、市で材料などを支給するほか技術援助を行い、地域住民の方々が市道改良工事を行うものである。農道、林道、農業用排水路等の改修については、「協働のむらづくり」事業で整備が行われている。道路の改修や改良により利便性の向上や除雪作業の効率化、側溝等の維持管理の軽減を図ることを目的としており、地元施工による市道のコンクリート舗装、幅員が狭い区間の拡幅改良及び舗装、土留め工の設置、道路側溝等の改修を行い、地域住民の利便性を図っている。

当市は、先に述べたとおり特別豪雪地帯であり、市道は **10 cm** の積雪で除雪の出動をしており、除雪延長は **347.6km**、市道全体の **45.5%**となっている。また、散水消雪、無散水融雪道路は市街地を中心に約 **26km** 設置されている。現在、機械除雪を主として道路除雪を行っているが、雪の突き出し場、堆雪場の確保が難しくなっている。

また、除雪路線及び延長の増加、交通量の増大と車両の大型化による路面損傷や消雪施設、橋りょうなど道路施設の老朽化対策として、効率的補修による長寿命化工事等計画的な維持補修の事業を着実に進めていく必要がある。

③ くらしと交通安全

道路は最も身近な社会資本であり、人やモノの移動を活発化させ、社会経済の活力を支えるとともに、そこで生活する人々が快適で暮らしやすい道路空間を創出することが必要である。特に、子どもや高齢者等の交通弱者を交通事故から守り、安心・安全を確保しなければならない。

特別豪雪地帯である当市は、冬期間の除雪が課題であり、子どもの通学及び社会人の通勤、高齢者の移動、雪道に不慣れな観光客等のため、機械除雪が可能な歩道の設置、歩道の消融雪化等が必要であり、近年は歩道除雪の要望も多く、歩行者の安全確保の観点からも重要な課題となっている。また、歩行者の安全のため丁寧な除雪が必要であり、**10t** 以上もある除雪車の除雪作業により、除雪のない道路に比して路面の傷みが著しく進行している。

近年では、高齢者の移動手段として「電動車椅子」も普及しており、傷んだ路面での通行は危険な状態となっている。また、歩行者だけでなく傷んだ路面は、自動車や自転車を運転する者にとっても安全上危険であり、道路舗装面の整備が課題となっている。併せて、小中学生の通学路の歩行空間の整備、街灯新設等の要望も多く寄せられている。

④ 公共交通

鉄道では、北陸新幹線の停車駅である飯山駅があり、在来線である JR 飯山線と乗り換えが可能である。

鉄道以外のバス等については、民間のバスが運行している路線が 5 路線（うち 3 路線は廃止代替路線）あるほか、飯山駅と斑尾高原を結ぶコミュニティバス斑尾線、交通の妨げになる場所以外は、どこでも乗降が可能な菜の花バス市街地循環線がある。このほかにも、市街地と村部をつなぐ乗り合いタクシーが 8 路線あり、地域住民や特に自分で車を運転できない交通弱者にとって、必要な公共交通となっている。

利用者数については、コミュニティバス斑尾線など、北陸新幹線飯山駅開業後に利用者数が上昇したところもあるが、全体としては横ばい又は低下傾向が続いている。更に、令和 2 年度は新型コロナによる観光利用の減少により、利用者数の減少幅が拡大している。

当市では、路線によって、経費の一部を補填していることから、財政にとっては、ますます負担拡大が予想されるが、交通弱者にとって、必要な公共交通を確実に確保し、当市を訪れる観光客の二次交通としての機能も併せて向上していく必要がある。

（２）その対策

① 国・県道

国・県道は、日本屈指の観光地である志賀高原、野沢温泉、斑尾高原等と信州の北の玄関口である北陸新幹線飯山駅や上信越自動車道豊田飯山インターチェンジを結ぶ道路であるため、道路管理者である長野県に対して、引き続きの改良等の要望を行っていく。

具体的には、国道 117 号は静間バイパスを都市計画道路として位置付け、歩道整備、中央部への右折車両専用レーン設置及び伍位野交差点の常時左折レーン設置を、国道 292 号では濁池地籍、関屋地籍の線形改良、令和 3 年度に調査に着手した大川隧道の事業化及び古牧橋架け替え促進を、国道 403 号は木島地区の改良促進の要望を行う。

県道では、（主）上越飯山線歩道改良（小沼～戸狩新田）と県境付近の道路改良、（主）飯山斑尾新井線楯地籍の線形改良、（一）曾根藤ノ木線の歩道整備及び拡幅改良、（一）箕作飯山線の狭窄部分の拡幅整備等を要望する。また、散水消雪、無散水融雪、防雪施設、歩道除雪等の雪対策を併せて要望していく。

② 市道

1、2 級の主要市道は、国県道間の補助幹線道路及び地区間の交通を確保するため法令に定められた構造の道路とし、計画的に事業を進める。また、代行小菅～前坂道路整備事業による市道 4-116 号の整備推進を引き続き県へ要望する。

その他市道は字町、集落内の生活道路及び山間地域の道路であるため、消防、救急活動、冬期間の除雪が容易に出来るよう重点的に整備を進める。

除雪事業では、委託もあわせ 84 台の除雪機械で作業をしており、市ではその内 30 台所有している。除雪機械は、毎年 1 台程度を更新しており、引き続き計画的な増強、更新を行う。また、市道除雪業務に携わる人材の確保、育成に係る取り組みへの支援を行う。機械除雪では雪の突き出し場、堆雪場の確保が欠かせないため、住宅密集地等での計画的な土地確保を行う。

市街地及び主要市道を中心に散水消雪、無散水融雪が設置されているが、消雪施設は昭和 40 年代の施設もあり、井戸の老朽化、管の閉塞等が多く計画的な更新事業を行う。

本計画では、令和 7 年度までに計画的な道路改良、舗装修繕、橋りょうの点検・修繕を行うとともに、協働のみちづくり事業を推進する。

③ くらしと交通安全

市街地では、小・中学校の通学路、公共施設、高齢者等福祉施設、観光計画での回遊路線等を中心とした歩行者ネットワークを中心に消融雪施設を含む歩行空間の整備及び補修を行う。

郊外地区では、小・中学校の通学路を中心に冬期間における歩行者の安全確保を図るため、歩道の整備・除雪・補修を行う。

路面の整備では、子どもからお年寄りまで安心して暮らすことができるように、保育園、小・中学校、福祉施設、高齢者施設などの周辺路線や観光ネットワーク路線を中心に、歩車道の舗装の補修を行う。また、令和 7 年及び令和 12 年頃の開校を目指している小学校の統合に伴い、通学路となる周辺道路網の検討、整備を行う。

④ 公共交通

地域住民や特に交通弱者にとっての必要な公共交通としての役割を果たしていくために、既存路線の利用促進を図る一方で、将来的な公共交通のあり方を検討し、必要に応じて見直しを行う。

観光利用については、新型コロナが収束した後を見据え、北陸新幹線との相乗効果を最大限に生かすため、飯山駅を信越 9 市町村の観光圏「信越自然郷」の交通結節点として、機能の充実を図る。また、広域観光連携による事業展開も視野に入れた二次交通網の充実を進めるため、飯山駅と信越自然郷を結ぶ広域バスや直通バスの運行に対する経費の一部を負担している。

北陸新幹線と飯山駅で連絡する JR 飯山線について、沿線各自治体、関係団体等との連携による地域資源を生かした魅力ある旅行商品の造成や利用促進活動を進めるほか、飯山線観光列車「おいこっと」の運行増発や北陸新幹線との接続を考慮したダイヤ編成等の要望活動を継続する。この他にも、飯山駅の駐車場及び駐輪場について、引き続き利用の促進を図る。

本計画では、令和 7 年度を目標に、地域公共交通の効率的な運行のための見直しを行う。

(3) 計画

事業計画（令和 3 年度～令和 7 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道 道路	市道舗装修繕事業	市	
		交付金道路新設・改良事業	市	
		市道改良事業	市	
		新統合小学校周辺道路環境整備事業	市	
		除雪対策事業	市	
	橋りょう	橋りょう整備事業	市	
	(8) 道路整備機械等	除雪機械整備事業	市	
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業	市道舗装修繕事業 経年により舗装が全面的に損傷し、安定した通行に支障が生じている箇所の舗装修繕を実施し、安定通行の確保を図る。	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

いくつかあるインフラ資産のうち道路や橋りょうについて、飯山市公共施設等総合管理計画では、下記の基本方針に基づいている。

〈道路施設〉

- ・パトロールを実施するなど、予防的な維持等に努める。
- ・農道及び林道等も対象とし、種別ごとに計画を策定し、計画的に修繕、更新等を進める。
- ・安全で円滑な交通の確保と、維持管理費用の抑制・平準化に努める。

〈橋りょう施設〉

- ・パトロールを実施するなど、予防的な維持等に努める。
- ・法定点検及び診断の結果を踏まえて、年次計画を策定、更新し、計画的に修繕、更新等を進める。
- ・安全で円滑な交通の確保と、維持管理費用の抑制・平準化に努める。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

① 上水道事業・簡易水道事業

上水道と簡易水道等を併せた普及率は 99.0%（令和元年 3 月 31 日現在）であり、給水人口（令和 2 年 3 月 31 日現在）については漸次減少傾向で上水道 19,872 人、簡易水道 208 人、計 20,080 人となっている。

近年の人口減少や節水意識の普及等を要因とした年間有収水量の減少に伴い、給水収益についても減少してきている。

水道施設の現況としては、重点的に進めてきた新幹線関連事業関係も完了し、整備効果を発現してきており、とりわけ水源開発関係においては平成 27 年 7 月末から、新中央橋送水管を通じて、地下水を利用した新たな水源（山岸水源）の供用を開始している。このような状況下において、水道施設の適正な維持管理、修繕及び老朽管更新を継続しながら、飯山市第 5 次総合計画（後期基本計画）に位置付けされている「良質で安全、おいしい水の安定供給と水洗化率の向上による生活環境の向上」を基軸とした事業執行に努めているところである。

しかしながら、経営状況の指標の一つとなる有収率の現状を見ると上水道 69.5%、簡易水道等 67.7%（令和元年度決算値）であり、ここ数年の傾向を見ても改善されているとは言いがたい状況がある。このため、有収率を 80%台に向上させていくことを目標とし、老朽管の計画的な更新や施設状況の注視はもとより、一層効果的な漏水調査や的確な対策工事を継続していく努力が求められる。

斑尾簡易水道を除く簡易水道事業については上水道事業と統合を行い、経営の効率性、透明性の向上、経営基盤の強化を図っている。

上水道事業の経営課題としては、上水道事業と簡易水道事業の統合により、経営面での負担が大きくなる見込みであることから、将来の事業環境の変化（人口減少、施設の効率性低下、施設の老朽化、資金確保、業務組織体制、専門的知識・技術職員数の減少等）を認識した上で、平成 31 年に飯山市水道事業経営戦略を策定し、課題解決に努めている。

また、斑尾高原簡易水道は旧新潟県妙高村との協定により飯山市主体で運営してきたが、供用開始から 50 年近く経過し、老朽化した水道施設・管路の更新時期を迎えており、それらの更新費用や維持管理経費の増加が最大の課題である。今後は、施設管路の状態監視と的確な維持修繕に努め、施設の長寿命化と維持管理経費の軽減を図るとともに、老朽施設・管路の計画的な更新及び財源の確保と中長期的な財政計画が必要である。現在、これらの課題を共有し、斑尾簡水の今後の運営方法や経費負担の在り方、適切な料金設定等について、現行の協定に基づき新潟県妙高市と協議を行っている。

② 生活排水処理

ア 下水道事業

汚水処理人口普及率は 99.2%（令和 2 年 3 月 31 日現在）と長野県平均 98.1%を上回り、下水道、農集事業（集合処理）の整備はほぼ完了している。また、水洗化率（適正処理率）は 93.0%であり、市内の公共用水域の環境改善に大きく寄与している。

生活排水対策事業は、下水道事業を中心に昭和 60 年から整備がスタートし、以後約 20 年間の間に集中して資本投資を行い、処理場、管渠を含めた総資産額は 431 億円にのぼる。

整備に係る財源の多くは地方債によるもので、令和元年度末の起債残高は約 75 億円と、既にピークは過ぎているものの依然多額であり、償還の大部分は一般会計の繰入金で賄っているのが現状である。

このような状況下での最大の課題は、下水道施設の老朽化とそれに伴う維持管理経費の

増加であり、人口減少が見込まれる中、施設の建設・更新経費の最小化と維持管理費の軽減を図る必要がある。したがって維持経費の財源（使用料）確保のため、一層の水洗化率と有収率の向上に取り組むとともに、適切な使用料体系を設定すること、また事業経営の透明性を高めるために、企業会計の導入に向け準備を進めている。

イ 合併処理浄化槽

公共下水道、特環下水道、農集排といった集合処理区域以外の山間地域については、費用対効果を検証し、生活排水については戸別の合併処理浄化槽による処理区域としているが、当該地域は高齢化及び人口減少が進んでいることから、合併処理浄化槽整備が進んでいない現状である。

③ 廃棄物処理

ア ごみ処理

当市では、約 430 か所のごみステーションで可燃ごみ、不燃ごみ及びプラスチック製容器包装を、約 150 か所の資源物回収ステーションで古紙、ガラスびん及びペットボトルを定期的に回収している。

収集ごみ等は、平成 21 年から稼働した岳北ごみ処理施設「エコパーク寒川」において、野沢温泉村及び木島平村と共同で処理されており、令和元年度の当市のごみ処理量は、5,440t であり、市民一人当たり年間 275kg 処理したことになる。

令和元年度の資源物の回収量は、古紙 331t、ガラスびん 161t、ペットボトル 29t、プラスチック製容器包装 154t 等で、ごみと資源物を併せた処理量は 6,364t であり、令和元年度のごみのリサイクル率は、16.19%となっている。

分別収集の導入によって、ごみの排出量は一定の減少傾向にあるが、エコパーク寒川の処理能力は 35t/日と従来の処理施設よりも抑えられていることから、現在の排出量を維持していく必要がある。また、建設より 11 年が経過したことで、後継施設の確保又は施設の長寿命化について検討の時期を迎えている。

イ し尿処理

公共下水道、農業集落排水施設等の普及により、グリーンパークみゆき野へのし尿・浄化槽汚泥の搬入量は年々減少しており、令和 2 年度実績で処理能力の 25%程度である。

しかし、施設の維持管理には処理量に依存せず一定の施設運営費を要し、また一方では、供用開始から 20 年以上が経過し、施設の老朽化の進行により、今後、機械・電気設備を中心に改修の必要性が高まることから、し尿処理への行政負担の増加が懸念される。

よって、隣接する公共下水道へのし尿・浄化槽汚泥の投入等、経費削減のための取り組みが必要とされる。

④ 消防・防災

常備消防については、岳北消防本部（岳北広域行政組合）が、1市3村を範囲として広域的に対応しており、非常備消防については、飯山市消防団（9分団、850人）で組織し、常備消防と連携しながら、市民の安全と安心な生活環境を維持するため、消防体制の整備、火災予防・消火活動、防災・水防訓練等に努めている。

近年の社会・生活環境の変化により、今まで以上に市民の防火意識の高揚や消防装備の近代化、防火水槽、消火栓等の施設設備の充実を図る必要がある。特に、非常備消防においては、消防団員の勤務地が広範囲にわたること等から、昼間の消火活動や災害対応等に迅速に対応できる体制づくりを進めるとともに、団員の安全確保対策、救助用器具、情報通信機器等の装備について、より一層充実強化を図っていくことが必要となる。また、地域ぐるみの防災体制の充実を図っており、災害時支えあいマップを作成している。令和3年3月末現在これを作成した地区は66地区まで上り、作成率は61.68%となっている。

一方、近年では、全国的に地震、台風、大雨、土砂災害等自然災害が多発し、各地で甚大な被害が発生している。災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を基本とし、災害予防、応急対策等様々な対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるように、対策の一層の充実を図る必要がある。

このような状況の中で、令和元年度東日本台風災害が発生したことから、信濃川水系の流域関係機関（国・県・市町村）で構成する「信濃川水系緊急治水対策会議」を開催する中で、令和2年1月末に「信濃川水系緊急治水対策プロジェクト」が取りまとめられた。同年4月には、国土交通省が千曲川緊急治水対策出張所を長野市から本市（飯山地区・福寿町）に移転させ、令和9年度を目標に治水対策事業を進めているほか、県においては皿川堤防の災害復旧工事は既に完了し、抜本的な改修計画を進めている。

また、令和3年2月に、長野県が「長野県流域治水推進計画」を策定し、令和3年5月には、県内全域で一致団結して流域治水対策に取り組むべく、長野県と市町村による「治水 ONE_NAGANO 宣言」が行われた。当市においてもこれらの計画と連携・整合を図りつつ、流域治水対策を推進していく必要がある。

更に、市街地の排水対策においては、近年の宅地化の進行や気候変動などによる経験したことのないような集中豪雨により、市街地で冠水被害が発生しているため、市街地都市下水路排水能力調査を実施し、市街地雨水排水対策を進めるほか、千曲川支川における内水排除対策においては、排水機場の増強や市排水ポンプ車の増車の検討、国や県排水ポンプ車の出動に関する連携を強化するなど、ハードとソフトの両面から対策を講じる必要がある。

土砂災害対策としては、県による田草川、濁池北沢の砂防堰堤整備事業の推進及び井出川に関しては、令和2年度に事業化された既設砂防堰堤の改築事業とともに、上流域の崩壊土砂流出防止対策としての治山事業の推進が望まれる。

⑤ 景観形成

当市は豊かな自然に恵まれ、由緒ある歴史と伝統文化が息づいている地域である。

歴史的シンボルである飯山城址公園は、市民や来訪者の憩いの場として親しまれ、当市の歴史に触れることのできる空間として整備していく必要がある。

国道 117 号の沿道等には、市民の協力を得て実施しているフラワーロード事業（花の植栽）は、来訪者からの関心も高く、良好な沿道景観づくりに大いに寄与している。

看板類等の屋外広告物については、県の屋外広告物条例や飯山市沿道景観維持に関する指導要綱等を基に規制しているが、北陸新幹線飯山駅周辺は長野県の北の玄関口として期待されていることや国道 117 号の静間地籍には、商業施設が集積していることもあり、良好な沿道景観づくりが課題となっている。

平成 26 年 10 月に飯山市景観条例を制定し、それと同時に策定した景観計画に基づき、市民・事業者・行政の協働による良好な風景づくりを進めていく必要がある。

⑥ 公園

当市には、都市公園等が 8 か所あり、先に述べた飯山城址公園と同様に、市民や来訪者の憩いの場所となっている。公園の整備については、以前から必要に応じて実施しており、公園施設については長寿命化計画を策定し、計画的に更新整備を行っている。

飯山城址公園については整備基本計画（平成 23 年度策定）に沿い、当市の歴史的シンボルとして市民及び来訪者の憩いの場を整備し、歴史に触れることができる場所として活用していく必要がある。また、今後の整備にあたっては、災害対策の観点から一時避難所としての環境整備や市街地の雨水排水対策の強化を図るための雨水貯留施設設置などの整備も併せて検討していく必要がある。

（２）その対策

① 上水道事業・簡易水道事業

上水道事業と簡易水道事業の統合後においても、水道事業の経営健全化が図れるよう、将来の事業環境の変化を的確に認識させるため、先で述べたように飯山市水道事業経営戦略を策定した。

アセットマネジメント（資産管理）を活用した計画的な施設の修繕、更新、効果的な漏水調査及び的確な対策工事により有収率向上を図る。

斑尾簡易水道事業については、新潟県妙高市と現行の協定の見直しと斑尾特環下水道を包括した広域連携について協議を進め、当面は従前どおり単独の経営継続とするが、施設の適正な維持管理とともに、計画的な修繕及び更新を行うこととする。

全体として、事業「良質で安全、おいしい水の安定的供給と安定経営」を堅持した事業執行を進めるために、上水道施設の適正な維持管理及び健全な経営を実施する。

安全で良質な水を継続的に提供させ、良質なサービスを提供するために、本計画では有収率の向上を図り、令和 7 年度までに有収率は 80%以上を維持させることを目標とする。

② 生活排水処理

ア 下水道事業

持続可能な生活排水対策事業のためには、長期的な施設の状態を予測しながら、計画的かつ効率的に管理する必要がある。平成 30 年度に下水道ストックマネジメント計画を策定し、施設の重要度、経年劣化状況を考慮し、計画的な施設の改築更新・維持管理を進めていく。

一方で、近年の豪雨の影響による全国的な下水道施設の浸水被害の発生を背景に、国から下水道施設の耐水化を各自治体が進めていく旨の通達が令和 2 年に発出されたことから、本市においても、浸水被害の恐れがある下水道施設について、令和 3 年度内の耐水化計画策定に向け取り組んでいるところである。

使用料の設定については、現在公共下水道、特環下水道、農集排で 5 つの料金体系に分かれているが、経営実態に見合った料金体系に見直すとともに、市内における公平な受益者負担という観点から将来的には市内統一料金にする必要がある。また、料金収入は有収水量の変動に左右されるため、人口減少により年間有収量の減少が見込まれていることから、現状の料金水準を維持した場合には年間料金収入の減少が見込まれ、今後使用料体系の見直しを行っていくものとする。これらの取り組みを下水道経営に対して、正確に反映させるため企業会計を導入し、適切なコスト管理を行うものとする。

市単公共下水道事業については、施設の適正な維持管理とともに、計画的な修繕及び更新することとしている。また、下水道接続率を向上させることで、生活排水の適正処理により、生活環境の保全を図っていることから、本計画では、令和 7 年度までに公共下水道水洗化率を 94.7%まで増加させることを目標とする。

イ 合併処理浄化槽

合併処理浄化槽整備区域における水洗化率の向上を図る。

③ 廃棄物処理

ア ごみ処理

令和 3 年 3 月に策定した「飯山市一般廃棄物処理基本計画」においては、持続可能な脱炭素社会の実現及び循環型社会構築に向け、従来の 3R（リデュース：廃棄物の発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）の取り組みに加え「使い捨てプラスチック製品からのリプレイス（代替素材への転換）」を加えた 4R の推進に併せ、海洋プラスチック

問題や「新しい生活様式」の実践により増加が見込まれる食品ロス等のごみ減量を推進するとともに、令和 7 年度においてリサイクル率を 20%まで向上させることを目標とする。

なお、当市のごみ処理の中核をなす「エコパーク寒川」については、前述のとおり後継施設の確保又は施設長寿命化等の検討の時期を迎えているが、上記の取り組みを通じて、ごみの排出量を抑制することで施設への負荷を軽減し、長寿命化等の検討については、岳北広域行政組合で進める。

イ し尿処理

し尿・浄化槽汚泥等の処理については、グリーンパークみゆき野の施設の一部を活用しながら、公共下水道管渠への希釈投入を行うことを基本方針としている。

よって、今後人口減少が見込まれる中、費用面・エネルギー面で最も効率的な処理システム構築のための基本計画策定を進める。

④ 消防・防災

消防については、常備消防の設備の充実を図るとともに、消防団の組織強化・装備の充実強化と併せ、消防車両、動力ポンプ、防火水槽等消防施設の整備及び更新を計画的に進める。

防災については、飯山市第 5 次総合計画、国土強靱化地域計画、地域防災計画等に基づき、「災害を防ぎ、災害に負けない、日々の暮らしが安全で安心できる」まちづくりを進めるとともに、ハード・ソフト両面での対策を進める。具体的には、防災訓練の実施をはじめ、自主防災組織の育成、強化等により市民の防災意識の向上を図るとともに、デジタル防災行政無線の整備により気象、避難、災害情報等の迅速かつ確実な伝達体制の確立を図る。そして、治水対策としては、信濃川水系緊急治水対策プロジェクトに掲げられている河道堀削や堤防整備・強化、遊水地整備を国や県と連携を図りながら推進するとともに、大規模災害時の迅速な復旧対応に備え、防災拠点整備を国と連携して進める。また、流域治水対策としては、「長野県流域治水推進計画」の 3 つの柱である「河川整備の取組」、「流域における雨水貯留等の取組」、「まちづくりや住民避難の取組」を参考に具体策を検討の上、取り組みを推進する。

更に、流域治水対策の取り組みを計画的に推進するために、農業者や一般住民を含めた関係者の理解と協力を得る必要がある。住民の避難対策として、マイタイムラインの普及及び洪水・土砂災害ハザードマップの周知を図ることが必要であるとともに、千曲川河川事務所や県との連携を緊密にし、迅速かつ的確に防災情報を提供する必要がある。併せて、河川の氾濫前に、市民の避難を確実にを行うため、浸水想定周知や市民の防災意識の啓発に一層努めるほか、自主防災組織による防災訓練の実施など地域防災力の向上を図る必要があることから、国や県の排水ポンプ車の出動要請や災害対応における連携の強化を推進する。

市民の防災意識を高め、安心・安全な暮らしの確保を実現させるために本計画では、令和 7 年度までに災害時支えあいマップの作成地区数を 70 地区に増加させることを目標とする。

⑤ 景観形成

フラワーロード事業や修景活動を行っている団体及び景観形成住民協定地区（飯山市景観条例第 24 条第 1 項の規定により認定された地区）との連携を図り、住民の自主的・自発的な地域づくりを支援し、地域の実情に応じた景観づくりを進める。また、景観行政団体として、景観学習や指導を行う。

⑥ 公園

まちづくりデザイン計画、まちなか植栽実施計画、城山公園整備基本計画、まちなかサイン計画等に基づき、景観に配慮しながら市民や来訪者の憩いの場としての公園整備を進める。また、災害時の一時避難所としての施設設置や市街地の雨水排水対策との連携を図り、雨水貯留施設の設置を検討し、令和 7 年度までに、その関連機能と併せて整備を進め、公園施設を充実させる。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の整備	(2) 下水処理施設 公共下水道	下水道施設（雨水）耐水化事業	市	
		下水道施設（汚水）耐水化事業	市	
		市単公共下水道事業（飯山市）	市	
		公共下水道ストックマネジメント事業	市	
		公共下水道耐震化事業	市	
		公共下水道市街地雨水排水対策事業	市	
		城山雨水排水ポンプ場整備事業	市	
		農業集落排水公共編入事業	市	
		農業集落排水特環編入事業	市	
		特環ストックマネジメント事業	市	
	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	エコパーク寒川基幹的設備改良事業 （飯山市負担分）	市	
	(5) 消防施設	岳北広域負担金（消防費）	市	
		消防防災施設整備事業	市	
	(6) その他	防災・減災対策事業	市	
		防災対策整備事業	市	
		流域治水対策推進事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

先に述べたインフラ資産以外に、これにあてはまる上水道や下水道に関することや行政施設の1つである消防施設及び公園施設に関し、飯山市総合管理計画には、以下の基本針に基づいている。

〈上水道等施設の基本方針〉

- ・経営戦略の更新計画に基づき施設更新を行う。
- ・点検結果等を基に、優先度に応じて、計画的に修繕、更新等を進める。
- ・安全で安定した供給と、維持管理費用の抑制・平準化に努める。

〈下水道等施設の基本方針〉

- ・すべての下水道施設においてストックマネジメント計画の基本方針に基づき、施設の重要度に応じた維持管理を行い、ライフサイクルコストの最小化を図る。
- ・衛生的な生活環境の保全と、維持管理費用の抑制・平準化に努める。

〈消防施設の基本方針〉

- ・消火活動等を行う際の拠点となる重要な施設であるため、計画的な点検や修繕等の実施により、施設の適切な維持管理に努める。
- ・施設の老朽化状況、消防団組織の再編等を勘案して、改修、更新、統廃合、集会施設との複合化など、今後の施設のあり方を検討する。

〈公園施設の基本方針〉

- ・計画的な点検や修繕等の実施により、施設の適切な維持管理に努める。

〈岳北広域行政組合における廃棄物処理施設に関する基本方針〉

- ・飯山市公共施設等総合管理計画に準じ、現有施設の長寿命化について優先的に検討することとし、計画的な修繕及び更新等に努めることと併せ、基幹的設備改良事業の実施に向けた「循環型社会形成推進地域計画」を策定する。

〈その他行政系施設の基本方針〉

- ・計画的な点検や修繕等の実施により、施設の適切な維持管理に努める。
- ・運営の効率化を図るために、適宜、民間活力の導入になどを検討する。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

（１）現況と問題点

① 高齢者福祉

当市の高齢化率は、令和３年４月１日現在で 39.3%、県下 19 市の平均は 31.5%で、２番目に高齢化が進んでいる地域である。今後ますます高齢化が進むと予測される中、高齢者がいかに充実した日々を送ることができるかは、高齢者本人や家族のみならず、地域社会全体にとっても極めて重要な課題となっている。特に、過疎化や高齢化の著しい集落では、自助・共助といった家族や地域での支え合いも出来なくなりつつあり、ボランティアや地域おこし協力隊等を含めた互助もその影響を大きく受けている現状にある。日常生活や冬場の暮らしを確保し、いくつになっても元気で生きがいを持ち、安心して暮らせるまちづくりが必要である。

高齢者の地域への社会貢献の場づくり、生きがいづくりの活動や交流の場の充実を目指し、飯山地域シルバー人材センター、飯山市老人クラブ連合会及び老人福祉センター湯の入荘等の運営を支援しているところであるが、超高齢社会の到来を見据えて利用者や会員数の増加、活動の活性化のため、更なる対策を講じる必要がある。

高齢者の閉じこもり予防や介護予防等高齢者を地域で支えていく自主的な活動を広めることが課題となっており、地域包括支援センターを中心に、市内各地区で開催される集落サロンの拡充や認知症サポーター養成に取り組むとともに、高齢者を対象とした講演会や学習会を開催している。

平成 27 年度の介護保険制度改正により、介護予防・日常生活支援事業が新たに取り入れられ、地域の実情に応じて、市民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進する必要がある。

大多数の高齢者の方ではできるだけ住み慣れた地域で暮らし続けられることを望んでおり、自立した生活が送れるよう、地域包括ケアシステムを構築し、医療・介護・予防・住まい・

生活支援が一体的に提供される支援体制を整え、必要なサービスを提供する必要がある。また、過疎化や高齢化の進む集落では、地域での支え合いも出来なくなりつつあり、ボランティア等を含めた互助の担い手の高齢化も進んでいる中で、不安を感じることなく安心して暮らせるよう、ひとり暮らしの高齢者世帯や特に社会的にも重要な課題とされている認知症高齢者を地域で見守り、その家族を含めた生活を支えていく活動を推進していかなければならない。そのため、令和3年3月には飯山市老人福祉計画・第8期介護保険事業計画を策定し事業を進めている。

更には、成年後見制度等を活用した高齢者の人権を守る権利擁護や高齢者見守り支援体制を整備し、不安なく生活が送れる場所の確保が必要である。

介護保険制度については、制度施行後20年が経過し、定着・浸透しているところであるが、高齢化の進展に伴い介護サービス利用者の高年齢化も顕著になってきており、介護サービスを利用する可能性の高い方が増加している。令和元年度現在の要介護2～5に対する施設・介護専用居住系サービスの利用者は35.08%であり、今後もこのような状態が続くと予想される。団塊世代が75歳を迎える令和7年（2025年）を目安として、今後も増加すると見込まれる介護需要に応じたサービスを提供できるよう、基盤を整えていく必要がある、介護サービス量の確保や質の向上は不可欠と言える。

事業者と連携して情報交換や連絡調整等を行い、サービスの質を高め、市民の多様なニーズに効果的に対応することができるよう、引き続き課題解決に取り組む必要がある。

② 児童福祉（子育て支援）

当市の児童数は減少し続けているが、子育てに関するニーズは多様化しており、それに応じて様々な子育て支援サービスを実施している。

平成27年度から子ども・子育ての新制度がスタートし、土曜一日保育や休日保育、公立保育園での満1歳への入所年齢の引き下げや延長保育の時間延長等保育の拡充を行った。一方、多くの保育園で定員に満たない状況であるが、受入年齢の引き下げに伴い、未満児については受入定員に達する保育園もある。令和3年4月には、2つの公立保育園を統合し、適正規模配置や新たな保育サービスに対応した施設の改修や拡充を行ったが、今後も後述する新たな学校づくりに併せて、保育園の適正規模配置を検討する必要がある。また、令和2年度には、第2期飯山市子ども・子育て支援事業計画を策定し、次代を担う子どもたちの育成と子育て支援のための事業展開を行っている。

平成30年6月には、親と子が生き活きと安心して暮らすことができるように、子ども館「きらら」が整備された。これは、子育て支援センター・児童センター・児童クラブ・病後児保育・放課後等デイサービスといった5つの機能を有している。この施設は、子育てに関する複合施設で利用者も年々増加傾向となっている。

児童センターや児童館及び児童クラブは、市内で合計 7 か所運営しており、市の社会福祉協議会等へ委託し連携を図っている。小学生の放課後対策は充実が求められる一方で、既存施設や小学校の一部を活用しているため、施設の改築や拡充が課題となっている。この他にも市では、子育て支援センター2 か所、ファミリー・サポート・センター1 か所を設置しているほか、各種給付、相談事業等を実施している。また、民間では、児童養護施設 1 か所、幼稚園 1 か所に加え、ボランティア等による自主的な子育てサークル活動も広がりを見せており、子どもと子育て世帯の支援が行われている。

③ 障がい者福祉

障がい者（手帳所持者）の数は、令和 3 年 4 月 1 日現在で、身体障がい者 944 人、知的障がい者 237 人、精神障がい者 240 人である。

平成 18 年に障害者自立支援法が施行され、障がいの種別（身体障がい、知的障がい、精神障がい）に関わらず、必要とするサービスが利用できるように、サービスを利用するための仕組みが一元化された。また、利用者負担が応能負担からサービス利用量と所得に応じた応益負担に変わった。

平成 25 年には障害者自立支援法が改正となり、障害者総合支援法として施行され、障がい児・障がい者の範囲の拡大や障害支援区分の創設等が加わった。更に、平成 28 年には、児童福祉法が改正され、障がい児通所支援等のサービスについても、その提供体制の確保が総合的かつ計画的に図られるように、障がい児福祉計画の策定が義務づけられた。

また、平成 28 年には障害者差別解消法が施行され、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現を目的として、障がいを理由とする差別を解消するための支援措置について定められた。施行後 3 年経過により見直しが行われ、令和 4 年には、支援措置を強化する措置を講じる内容の改正が行われる。

飯山市第 5 次総合計画後期基本計画に掲げられている、「障がいのあり、なしに関わらず子どもから高齢者まで安心して暮らせるまちをつくる」という基本方針を念頭に置き、飯山市障がい者計画（平成 30 年度～令和 5 年度）及び飯山市第 6 期障がい福祉計画・飯山市第 2 期障がい児福祉計画（令和 3 年度～令和 5 年度）を策定した。「その人の意思に基づき、暮らしたい場所で暮らしたい人と、その人らしく生き活きと、安心して暮らせる地域づくり」を基本理念とし、共に地域で生活することができるよう、障がい福祉サービスの提供体制を確保していく。

一方で、障がい者数は年々増加している。特に、知的障がい者及び精神障がい者が増加傾向にあり、今後、更に増大する障がい福祉サービスへの対応が必要になっていることから、障がい者が就労できる支援を推進している。令和 3 年 4 月 1 日現在、障がい者の就労継続支援 A 型事務所を利用している者は 12 名である。

また、障がい等の理由により、判断能力の不十分な者が地域で安心して生活できるよう、北信 6 市町村共同で平成 27 年度に北信圏域権利擁護センターを設置した。権利擁護センターを核として、権利擁護の普及啓発や成年後見制度により、地域における権利擁護体制の充実を図る必要がある。

④ 生活困窮者対策

令和 2 年度末における生活保護の状況は 59 世帯、65 人、保護率 3.3%であり、長野県全体の保護率 5.4%に比べて低い状況にある。しかし、無年金高齢者や障がい等を理由に就労ができない者がいるとともに、傷病等で離職した者にとっては、過疎化による市内商工業、観光業等の縮小等もあり、再就職には厳しい情勢が続き、生活困窮からの生活再建が難しい状況となっている。また、近年では、新型コロナの影響により、休業や失業等の増加が懸念されている。

(2) その対策

① 高齢者福祉

「いくつになっても生きがいをもち、支え合い安心して暮らせるまちをつくろう」を基本理念に、ボランティア育成をはじめとする人づくり、地域で高齢者や障がい者を見守り支え合うネットワークづくり等引き続き地域福祉活動を推進するとともに高齢者等の就業機会を確保するための人材支援等を行う。

また、認知症高齢者の増加に伴い、徘徊等の問題も社会現象化する中で認知症高齢者の早期保護と安全確保を目的とした支援体制を整備、拡充する必要がある。

施設の利用者となる高齢者のニーズを把握しながら、高齢者福祉施設について計画的に整備又は改修を進めており、令和 3 年 2 月末には、北信広域連合が運営する介護老人福祉施設「老人ホームてるさと」が完成し、翌月から食事・排泄・入浴など日常生活の介護サービスを行っている。

本計画では、令和 7 年度までに要介護 2～5 に対する施設・介護専用居住系サービス利用者の割合を 37%以下にすることを目標とし、介護保険制度に基づくサービス基盤の充実を図るほか、保健事業と一体となった介護予防施策の推進、高齢者の健康づくりや介護予防事業推進のための各種データ分析、ICT の活用について大学、民間企業等と更なる連携の強化を図る。

② 児童福祉（子育て支援）

保育所の適正規模配置を進めるとともに、子育てのための施設・サービス機能の充実や子育て中の母親支援、経済的な負担軽減等子育て世帯の多様なニーズに対応する施策を講じる。また、子育て世帯のニーズの多様化に対応するための施設機能の整備・充実を図る。

令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化がスタートし、3歳から5歳までの保育園・幼稚園を利用する子どもたちの保育料が無償となっているが、当市では、これに加え、給食費のうち副食費（おかず、おやつ等）についても、3歳以上の子ども全てを無償化としている。また、保護者の経済的負担を軽減させて、安心して子どもを出産し、育てる環境づくりを推進することを目的として、第3子以降の児童で3歳未満児の保育料についても、無償化にしている。

令和3年4月からは、市内に住んでいる全ての子ども・妊産婦及びその家庭に対し、必要な情報提供や各種相談及び関係機関・施設との調整を行うために、飯山市子ども家庭総合支援拠点を設置し、相談機能の充実性を図っている。

令和7年度には、小学校の統廃合を控えていることから、新設される小学校に併せ、児童クラブ等の整備など放課後児童対策が必要である。

今後も、子育て環境を更に充実させ、次世代を担う子どもたちの成長を応援するため、保育園の適正規模・配置等についての検討など様々な取り組みを実施し、本計画では令和7年度まで継続して保育園の待機児童数ゼロを目標とする。

③ 障がい者福祉

障がい者の自立支援の観点から、地域や事業所等と連携しながら地域生活への移行や就労支援、雇用の場確保といった今後ますます増加する課題に対応したサービスの提供基盤を整えるととともに、障がい者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するために、北信地域障がい福祉自立支援協議会等と連携を図りながら、地域の社会資源を活用して基盤整備を進める。これに加えて、北信地域定住自立圏の6市町村と連携し、発達障がい児の療育サポートや障がい者の地域生活の支援を行い、障がい者が安心して生活できる環境を整えている。また、障がいを理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、取り組みに関する情報収集、整理及び提供に努める。

令和3年度より、北信圏域権利擁護センターを中核機関として位置付け、権利擁護の普及啓発に加え、成年後見制度利用促進及び後見人支援の体制を整えることにより、地域における権利擁護支援体制の充実を図る。

障がい者が地域の中で生き活きと安心して暮らすことができる環境づくりを推進しており、本計画では、令和7年度までに障がい者の就労継続支援A型事務所の利用者数は、20人を目標とする。

④ 生活困窮者対策

生活保護の被保護者のうち就労可能である者については、ハローワーク等と連携して就労支援を行い、生活保護からの脱却を目指す。また、生活保護に至る前にある者には、生

活困窮者支援制度による自立相談支援事業等により支援を行う。併せて、ひきこもりについても日常生活、社会生活及び経済的な自立を目指して支援を行う。

住み慣れた場所で誰もが安心して生活が送れるように、住民同士の支え合いの地域づくりを目指している。隣組長やボランティアの方々を中心に住民同士が支え合う「見守りとうど衆」事業は、市の社会福祉協議会へ委託をしており、福祉情報の提供や周知等を通じて、市民の福祉意識高揚を図っている。本計画では、令和7年度までこの事業を継続し、年1回の研修を行うことを目標とする。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設 保育所	児童福祉施設整備事業	市	
	児童館	城北中学校校区統合小学校児童クラブ整備事業	市	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	児童クラブ等運営事業 小学生の放課後対策の充実を図るため、市の社会福祉協議会へ委託をし、より充実した子育て支援を行う。	市	
		こども女性家庭センター運営事業 全ての妊産婦、子育て世帯、子どもが一体的に相談できる窓口を設置し、相談しやすい環境を整える。	市	
		医療給付事業 子育て世帯の経済負担軽減及び子育て環境の充実を図るため、子育て世帯（18歳まで）の医療費の自己負担を軽減する。	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

子育て支援施設及び保健福祉施設に関し、飯山市公共施設等総合管理計画では、以下の基本方針に基づいている。

〈幼稚園・保育園・こども園、幼児・児童施設の基本方針〉

- ・施設の老朽化や少子化が進行しているため、市全体の保育園で統合等を検討する。
- ・長寿命化計画の策定及び個別施設計画の見直しを踏まえ、統廃合により閉園となった施設については、公民連携の手法導入などにより活用を検討する。
- ・運営の効率化を図るために、適宜、民間活力の導入などを検討する。

〈高齢福祉施設・障がい福祉施設・その他社会福祉施設の基本方針〉

- ・施設の老朽化状況、今後の需要等を勘案して、改修、更新、統廃合など、今後の施設のあり方を検討する。
- ・民間活力を活用しながら、効率的かつ効果的な運営に努める。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

① 医療施設

市内には一般病院が1か所（飯山赤十字病院）のほか、一般診療所が13か所、歯科診療所が6か所ある。地域医療の中核を担う飯山赤十字病院については、医師不足に伴う診療科目の廃止や診療日の減少を防ぎ、安定的な医療体制の確保を行うために、北信地域定住自立圏を形成して、他の市町村と連携し支援を行っている。そして、中核的医療関係を中心とした医療連携体制を推進し、住民が安心して生活できるように圏域体制の構築を図っている。しかし、近年では、医師不足に伴い、医療体制に対する市民の不安が生じており、医師確保を最優先とする医療体制の確保が喫緊の課題となっている。他方で、情報化の進展等に伴い、様々な情報を得やすくなったことから、高度な医療を求める市民のニーズや関心が高まっている。

また、飯水医師会の協力を得て無医地区への出張診療事業に取り組んでいるが、人口減少や少子化高齢化に伴い、患者数そのものが減少しているため、事業のあり方を見直す必要もある。

② その他

人は誰も、健康で長生きをしたいと願っており、老後の不安で一番大きいのが健康問題である。高齢者にとっては、健康で日々の暮らしを送ることができることが何よりも重要なことであり、そのためには、乳幼児期からの健康づくりが必要になる。

各種健康教室等を開催し、市民の健康への意識の高揚に努め、各種スポーツ行事も健康づくりの一環として数多く開催している。また、各種健（検）診の受診率を高めることで、医療費の抑制が期待されるため、市民の健（検）診に対する意識の向上が重要な課題である。特定健診の受診率は、平成29年度42.9%、平成30年度45.0%、令和元年度44.2%となっており、平成27年度に40%を超えてから伸びているが、県平均（平成29年度46.5%、平成30年度46.9%、令和元年度46.8%）に比べ低い状況である。

市民の健康管理については、総合的な保健サービスの拠点である飯山市保健センターを中心として健康教室や健康相談を開く等、受診率向上の対策に取り組んでいる。

(2) その対策

① 医療施設

医療機器、病院施設の整備等に対して協力し、診療体制を強化するとともに飯山赤十字病院等の医療機関、関係団体等と連携しながら、医師研究資金や医学生奨学金の貸与、医

師の通勤支援等を通じて医療提供体制を安定的に確保するための対策を推進する。また、無医地区への持続可能な出張診療事業のあり方について検討する。

本計画では、引き続き医師研究資金を活用した医師確保や医師奨学金を活用した奨学生を募るなど、将来、市内での開業や市内の医療機関の医師として従事することにつながる事業を推進する。また、市ホームページや SNS、医療情報サイトなどを有効に活用した広報も併せて推進する。

② その他

地域、保健指導員、医療機関等と連携しながら、食生活、生活習慣の見直しといった健康教育と情報発信、健康づくり運動、健康診断やがん検診の受診率向上、予防接種の接種勧奨等を通じて、市民一人ひとりの健康への意識づくり、市民の健康管理、健康づくりを推進するとともにあらゆる年代の心や体の悩みに対応できる切れ目のない相談体制の確保を図る。

市民の健康意識の高揚を図るために、特定健診の受診率を 50%にすることを目標とし、受診率向上に取り組んでいく。

(3) 計画

事業計画（令和 3 年度～令和 7 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体		備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業	無医地区出張診療所事業 市内の無医地区へ医師を派遣し、安心して暮らせる地域づくり、住民の健康増進を図る。	市		
		地域中核医療機関支援事業 平成 7 年に改築した地域中核医療機関への支援を行い、地域医療確保を図る。	市		
	(4) その他	地域中核医療機関支援事業 (医療機器支援) 医療機関が行う医療機器の整備への支援を行い、診療体制の充実を図る。	市		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

施設としては、先に述べたように保健センター1 施設がある。ここで検診や健康相談等を行っている。これについて、飯山市公共施設等総合管理計画では、下記の基本方針を定めている。

〈保健施設の基本方針〉

- ・施設の老朽化状況、今後の需要等を勘案して、改修、更新、統廃合など、今後の施設のあり方を検討する。
- ・民間活力を活用しながら、効率的かつ効果的な運営に努める。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

① 学校教育

市内の小学校は、平成 28 年 4 月に岡山小学校と戸狩小学校が統合され、現在は、7 校で教育を行っている。小学校の改築は昭和 52 年度から平成 2 年度まで行われ、施設整備は完了したが、築 30 年から 44 年が経過し、施設の傷みが進んでおり修繕箇所が多くなってきたことから随時改修等を行っている。

また、中学校は、平成 22 年度に 3 校から 2 校への学校統合を行ったが、両校とも経年劣化が進んでいたこともあり、統合により空き校舎となった高校校舎を活用し、それぞれ移転した。しかし、本校舎施設の傷みも多くあり、修繕を施さなくてはならない。中学校給食センターについても、施設の老朽化等が進んでいたことから、城南中学校敷地内に新築し、平成 28 年度から稼働している。

当市においても、少子高齢化が進み、児童生徒数の減少により学校運営や教育活動・部活動等に課題が生じている。これらの課題とこれからの時代を含め、学校の適正規模配置等を考え、検討委員会等で審議を進めてきたところ、小学校については、中学校と同様に城北中学校区と城南中学校区でそれぞれ 1 校ずつ統合小学校を配置するという結論に至った。また、北と南で小学校がそれぞれ 1 校ずつになるため、徒歩では通うことができない児童生徒については、スクールバスでの登下校が必要になることからスクールバスの整備を行う。加えて、中学校についても令和 17 年（2035 年）には、現在 2 校ある中学校のうち 1 校で全学年が単級クラスになる見込みである。

② 社会教育

社会教育の拠点施設として、北陸新幹線飯山駅の近くに公民館、図書館、美術館、ふるさと館及び女性センター未来の五館が設置されており、平成 28 年 1 月には、新幹線飯山駅と公民館をつなぐ位置に文化交流館が整備された。飯山駅周辺の社会教育施設を市民交流活動や芸術文化の拠点として総合的活用による柔軟で活発な住民利用を推進する。また、公民館には市公民館のほか 10 の地区館と 101 集落館があり、地域に根ざした社会教育活動を実践している。

近年、少子高齢化に伴う地域基盤の弱体化やコミュニティの希薄化が指摘され、地域づくりの再構築を進めていく中で、地域コミュニティの形成、文化財、伝統文化の継承や人材育成が課題となっている。

また、市公民館が昭和 57 年、図書館が平成元年に建設されているのをはじめ老朽化している施設もあり、それらの整備も課題となっている。

スポーツ振興については、近年、ジュニア世代から高齢者まで多くの市民がスポーツに親しむようになってきているが、市営飯山シャンツェや長峰スポーツ公園等スポーツ振興の拠点となる既存施設の老朽化が進んでいる。

（２）その対策

① 学校教育

平成 27 年度に策定した第 1 次飯山市教育大綱を総括し、さらに教育の振興を図るために、『育て持続可能な新たな時代とふるさと飯山づくりを進める「いいやまっ子」』をスローガンに、令和 3 年 3 月には、飯山市第 2 次教育大綱を策定した。

その中では、「生き抜く力を育むため、自己教育力と多様な考えに触れ課題解決する教育の実践」、「公正で質の高い学力の保障と、将来なりたい自分のために必要な資質を磨く教育の実践」、「国際化・ICT 化とともに地球環境に対応し、自らの能力を磨く教育の実践」、「ふるさと飯山を知り、飯山を愛し、飯山を担う「いいやまっ子」に育つ教育の実践」、「お互いを知り、助け合う心が育ち、共生社会が実現するための教育の実践」、「地域・社会に支えられ、子どもが飯山を誇りに思う生涯学習・生涯スポーツの実践」の 6 つを施策の柱として、自分の夢の実現と持続可能な未来社会を生き抜く力を持つ子どもたちの育成を目指している。

小学校の校舎等学校教育関連施設のリニューアル工事を行い、子どもにとって安全・安心で最適な教育環境の整備を行うとともに、幼保・小・中・高が連携し学力向上、ICT 教育、英語教育、ふるさと学習を推進できる教育環境の整備を図る。これに加えて、長野県市町村教育委員会連絡協議会並びに飯水地方教育委員会連絡協議会を定期的で開催し、飯水地区の小中学校の教育振興に取り組んでいく。

新たな学校づくりの事業で小学校については、城北小学校区は令和 7 年度の開校を目標とし、城南小学校区は令和 12 年度の開校を目標として事業を推進する。

すでに令和 2 年度末までに児童生徒一人一台ずつのタブレット端末を配備しているため、その操作・活用・プログラミング・情報モラル等の教育について推進していく。

② 社会教育

北陸新幹線飯山駅周辺の社会教育施設の専門性を発揮した事業を更に推進する。また、多様化する社会の変化に対応した学習機会の提供や地域の学び・地域を創る事業を進める。具体的には、コミュニティ活動、地域を知る活動及び参加型の講座開催等を推進していく。

公民館活動の主体である地域づくり、人材育成に、市公民館、地区公民館、集落館が一体となって推進し、活性化の担い手となる地域リーダーを養成していく。また、生涯学習の情報収集・発信施設として、図書館等の整備を継続して実施し、老朽化に伴う施設の整備も計画的に行っていく必要がある。

スポーツ振興を図るため、利用者が安心してスポーツが楽しめるように、長峰スポーツ公園等の老朽化したスポーツ施設の改修と改善を計画的に進める。また、小中学生を中心としたジュニア層のスポーツ振興のための人材確保や活動支援を行う。また、平成 25 年度から、北信州ハーフマラソンが開催されており、木島平村や野沢温泉村と連携し、大会の円滑的な運営に寄与していることから、本大会をきっかけとした交流人口の増加につながっている。

スポーツ・ツーリズムの推進をし、本計画が終了する令和 7 年度までに各種大会申し込み件数を年間 4,000 人とし、北信州ハーフマラソンの参加者数は 2,400 人を目標とするが、新型コロナの影響により設定した数値が大幅に変更を要する場合もある。

(3) 計画

事業計画（令和 3 年度～令和 7 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎 スクールバス・ ポート	新たな小学校づくり事業	市	
		小学校施設リニューアル整備事業	市	
		中学校施設整備事業	市	
		スクールバス整備事業	市	
	(3) 集会施設、体育施設 等 体育施設 図書館施設	体育施設整備事業	市	
		第 82 回国民スポーツ大会（カヌー（スプリント）競技・スキー競技）開催事業	市	
		図書館環境整備事業	市	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	学力向上総合対策事業 小中高連携による算数・数学、その他教科の学力向上を図るため、小・中学校へ学力向上推進教員を配置する。	市	
		ジュニアスポーツ振興事業 ジュニアスポーツ振興のための指導者及びコース整備委託、大会補助など、子どもたちがスポーツに取り組むための環境整備を図る。	市	
	(5) その他	小中学校 ICT 教育推進事業	市	
		小中高連携教育推進事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

学校教育施設やスポーツ施設及び社会教育施設に関し、飯山市公共施設等総合管理計画では、以下の基本方針に基づいている。

〈学校教育系施設の基本方針〉

- ・安全安心な教育環境を確保するために計画的に校舎・体育館等の改修や更新を実施する。

- ・施設の老朽化状況、児童・生徒数や余裕教室数の状況等を勘案して、余裕教室の活用、小中連携教育、統廃合、複合化など、今後の施設のあり方を検討する。
- ・長寿命化計画の策定及び個別施設計画の見直しを踏まえ、統廃合により廃校となった施設については、公民連携の手法導入などにより活用を検討する。
- ・計画的な点検や修繕等の実施により、施設の適切な維持管理に努める。
- ・運営の効率化を図るために、適宜、民間活力の導入など検討する。

〈スポーツ施設の基本方針〉

- ・施設の老朽化状況、利用状況、経営状況等を勘案して、改修、更新、廃止、民間への譲渡や売却等今後の施設のあり方を検討する。
- ・「飯山シャンツェ」については、管理体制や使用料など維持管理のあり方を検討する。
- ・「飯山運動公園（飯山市民体育館、飯山市民プール、飯山市多目的運動広場インフォメーションセンターなど）」の飯山市民体育館、飯山市民プールについては、老朽化状況、利用状況、コストの状況等を勘案して、今後の施設のあり方を検討する。

〈社会教育施設（図書館）の基本方針〉

- ・計画的な点検や修繕等の実施により、施設の適切な維持管理に努める。
- ・トイレやエレベーター等の設備のバリアフリー化など施設の安全性や利便性の向上を図る。
- ・運営の効率化を図るために、適宜、民間活力の導入などを検討する。

10 集落の整備

（１）現況と問題点

市内には、107の集落（区）があり、区長がそれぞれの代表者になっている。平成27年度の国勢調査の結果から、この集落を構成する世帯数については、転出や高齢化のため減少しており、10世帯以下の集落が5つある。なお、100世帯を超える集落は21（うち飯山地区9）ある。当市は、10の地区から成り立っているが、平成22年度の国勢調査と比較すると、世帯数が増加している地区は、2地区にとどまっている状況である。

人口の減少に加えて人口の高齢化、遠隔地への通勤者が増えたことにより、地域を支える人材の不足が顕著となっている集落が増加傾向にあり、区の運営を担うことへの負担感や将来への不安感が増している。

（２）その対策

地域おこし協力隊制度の活用等外部人材の活用、地域づくり団体の活動支援や育成を図りながら、地域活性化に係る集落（区）や公共的団体の自主的な研究・実践活動を支援するとともに、区行政の役割分担の見直し、地域を支える人材の育成、集落合併等持続可能な区運営のあり方の検討を促す。

地域の拠点であるコミュニティ施設、集落公民館等の集会施設の整備を支援し、施設活用を通じたコミュニティ意識の促進を図る。

都市との新しい共生関係を深め、新幹線駅と豊かな自然が併存する当市の特色、魅力、暮らし等を全国に情報発信し、定住人口の増加や関係人口の増加へとつながる移住定住の取り組みを推進する。

地域の良質な景観形成の支援、安心安全な暮らしの確保のための空き家対策、移住定住促進のための住宅整備支援等を行う。

令和 7 年度までに先に述べた移住・定住と目標と同様に、当市の支援を通じて、本計画では、移住者数の増加や空き家バンクへの登録者件数の増加や観光入込客数の増加を目標とする。

(3) 計画

事業計画（令和 3 年度～令和 7 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9 集落の整備	(1) 過疎地域集落再編 整備	持続可能な集落活動事業	市	
		若者住宅整備事業	市	
		飯山市移住定住促進住宅整備事業	市	
		市営住宅整備事業	市	
	(2) 過疎地域持続的発展 特別事業	里山の未来づくり支援事業 活力あふれ、里山の未来づくりを進めるために、集落又は公共的団体が自ら考え行う事業に対し支援金を交付し、活動を支援する。	市	
		持続可能な集落活動事業 地域のコミュニティ機能を高め、持続可能な集落活動を推進するために、集会施設を整備する区に対し、補助金を交付する。	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

集会施設に関し、飯山市公共施設等総合管理計画では、以下の基本方針に基づいている。

〈基本方針〉

- ・施設の老朽化状況、利用状況等を勘案して、改修、更新、地域への譲渡、廃止など、今後の施設のあり方を検討する。
- ・運営の効率化を図るために、適宜、民間活力の導入などを検討する。

1 1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

① 地域文化の振興

市内には、歴史的な建造物や史跡、歴史資料、伝統芸能等の文化遺産が多く残されており、現在、国・県・市指定文化財は認定を含め 93 件となっている。平成 27 年には、国の重要文化的景観に「小菅の里及び小菅山」が選定された。

また、平成 18 年に設置したふるさと館は、古文書、民俗資料等の保存や公開、展示体制が整備されてきている。

祭りに披露される伝統芸能は、北信濃の祭りとして特徴的なものが多く観光資源としても貴重となっている。過疎化、少子高齢化に伴う担い手不足が深刻であるが、今後とも大切に保存、伝承していくとともに、更に磨きをかけ活用していくことが必要となっている。

今後も国・県・市指定文化財をはじめ、特に貴重なものについては整備・保存・活用を図っていく必要がある。

② 芸術文化の振興

市民芸術団体の支援を通じた芸術文化の振興とともに公民館、美術館及び伝統産業会館を活用した芸術文化活動や芸術鑑賞、地域芸術文化の情報発信を進めており、ギャラリー企画展等も行っている。

平成 28 年 1 月に開館した飯山市文化交流館を芸術文化の振興、教育、娯楽、健康等の多面的な活用を通じた市民相互の交流拠点として位置付け、その利活用の促進を図っている。

(2) その対策

① 地域文化の振興

城下町としての歴史的風土を活かした整備を推進する。特に飯山城址の整備・活用を進め、市民の憩いの場とするとともに、北陸新幹線飯山駅開業効果を最大限に活かすため、回遊性のあるまちづくり（まちなか観光）の拠点施設（重点歴史的資源）として整備を図る。また、国の重要文化的景観の選定を受けた「小菅の里及び小菅山」については、この地域の文化的景観の価値を守り、整備、保存及び活用を図る。

伝統文化においては、次代へつなげる伝承活動を積極的に進め、特に市にとって必要な地域伝統文化については積極的に保護策を講じるとともに、活用するための事業を検討する。

当市独自の地域文化を継承し、地域社会を活性化させ、魅力ある観光資源に活かすために、本計画では、令和 7 年度までに新たな指定や登録等の文化財を 3 件以上とすることや文化財の修理・修復する件数は年 2 件以上を目標とする。

② 芸術文化の振興

北陸新幹線飯山駅に近接する位置に文化交流館や公民館、美術館、伝統産業会館といった施設が並ぶ有利性を活かし、市民が芸術文化活動を通して潤いのある生活や地域づくりを進めるため、優れた芸術文化の鑑賞機会の提供や芸術文化活動への支援を一層連携して進める。

郷土にゆかりのある芸術家や郷土に根差したテーマを中心に企画展を展開し、市外・県外に向けて当市の魅力を広く発信させており、本計画では、令和 7 年度までに企画展を年間 1 回開催するほか、ギャラリー展は年間 2～3 回の開催を目標とする。

(3) 計画

事業計画（令和 3 年度～令和 7 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設	飯山城址整備事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

文化施設に関し、飯山市公共施設等総合管理計画は、以下の基本方針に基づいている。

〈基本方針〉

- ・施設の老朽化状況、利用状況等を勘案して、改修、更新など、今後の施設のあり方を検討する。
- ・設置当初の目的以外で利用されている「埋蔵文化財センター」については、老朽化状況を勘案して、廃止など、今後の施設のあり方を検討する。
- ・運営の効率化を図るために、適宜、民間活力の導入などを検討する。
- ・飯山城址公園（飯山城門遺構・おやすみ処・公衆トイレ）については、「城山公園整備基本計画」に基づき、整備を実施する。

1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

自然エネルギーの活用方法を研究する。持続可能な社会を実現させるために、自然エネルギーの活用についての調査を行い、活用方法や設備内容の整備・研究や活動の実施を行っている。また、北信地域定住自立圏の 6 市町村では、電気自動車の普及を促進させるために、電気自動車用充電器設置事業として広域で取り組んでいる。

自然への感受性を高め、太陽光、風力、水力、雪、森林資源等のなどの自然の力やエネルギーを活かした暮らし方の工夫など、日常生活における省エネルギーへの取り組みを進めるとともに省エネルギーに向けたリサイクルの推進、循環型社会形成への普及啓発を推

進している。具体的には、空き施設を雪室として利用し、酒や農産物等を貯蔵し、商工会議所等と連携して、雪室商品を市内だけでなく県外にも PR 及び販売を行っている。

また、下水道事業では、施設の動力費と汚泥処理費が下水道の経営を圧迫していることから、発生汚泥の活用により、経費の削減を検討していく必要がある。

（２）その対策

自然エネルギー活用について、更に研究を深め、公共施設への導入を推進しながら「カーボン・ニュートラル」の実現に向け、新エネルギーを今後普及させていく。また、雪室商品の開発や研究、販売を行い、自然エネルギーの PR や雪室商品のブランド化を図る。

下水道汚泥・し尿等を地域の貴重な未利用資源と捉え、これらを下水道処理場において利活用を行うことにより、汚泥処理費の削減や下水道事業の安定的な運営を図り、温室効果ガス排出量を削減させる。

本計画では、自然エネルギーを活用するために、令和 7 年度までに小水力発電施設の導入及び小水力発電施設の稼働 3 カ所を目標とする。

（３）計画

事業計画（令和 3 年度～令和 7 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(3) その他	自然エネルギー活用事業	市	
		生活排水系汚泥・未利用バイオマス利活用事業	市	

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

再生可能エネルギーの施設に関し、飯山市公共施設等総合管理計画では、以下の基本方針に基づいている。

〈基本方針〉

- ・今後も保有し続ける施設については、必要に応じて、耐震補強や改修等を実施する。

1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

（１）現況と問題点

① DX（デジタル・トランスフォーメーション）

コロナ禍の対応において、デジタル化の遅れが浮き彫りになったことから、これを迅速に対応するとともに、新たな日常の原動力として、制度や組織の在り方等をデジタル化に併せて変革していくデジタル・トランスフォーメーション（DX）を推進させていく必要がある。

特に、高齢化の進む当市においては、高齢者の買い物や通院、相談などの生活支援が地域の重要な課題であり、小集落でも自立した生活が送られる手段として、デジタル技術の活用を推進する必要がある。

② SDGs（持続可能な開発目標）

SDGs とは、2015 年 9 月の国連サミットで採択された、国連加盟 193 か国が 2016 年から 2030 年の 15 年で達成するために掲げた目標である。17 の大きな目標とそれらを達成するための具体的な 169 のターゲットで構成されている。

SDGs については、第 2 期飯山市総合戦略の重要テーマとして掲げており、各種施策推進の原動力として、市内のみならず地域への普及啓発及び推進する必要がある。

③ 多極ネットワーク型コンパクトシティ

現状では、全国的に人口減少及び少子高齢化の課題があり、当市でもこのような状況に直面している。その中で今後のまちづくり全体の課題としては、「高齢者と若い世代にとって暮らしやすい環境」「都市活力を支える産業活性化と雇用の場の確保」「豊かな自然環境や優良農地、各地域の歴史や文化の保全・継承」「防災・減災を意識したまちづくりの推進」「行政主導の都市整備から地域主体のまちづくりへの移行」の 5 つある。これに加え、都市構造に関する課題では「飯山駅周辺に集積する都市機能の維持」「行政コストの少ない市街地・集落地の形成」「飯山駅周辺と周辺地域をつなぐネットワークの維持・強化」「市街地の災害リスクを軽減させるための取り組み」の 4 つがある。これらの課題解決のため「飯山市まちづくり基本計画」を策定し、将来にわたり人口維持や都市機能維持を推進し、防災・減災対策も併せ、安心して暮らし続けられる持続可能な都市構造の形成を必要としている。

（２）その対策

① DX（デジタル・トランスフォーメーション）

当市が抱える地域課題において、DX の推進により解決することを目標に、令和 3 年度を「飯山市 DX 推進元年」と位置付け、まずは市内に DX 研究会を立ち上げる。同研究会では、専門家のアドバイザー派遣や市内のシステムベンダーと連携しながら、課題を抽出し、デジタルを活用した市民生活の利便性向上など課題解決の研究を進め、令和 4 年度に「仮称 飯山市 DX 推進計画」を策定し、DX を推進する。

一方で、国のデジタル・ガバメント実行計画における地方公共団体の行政手続きのオンライン化や情報システムの標準化・共通化については、県が主導するワーキンググループへ参画し研究を進める。

② SDGs（持続可能な開発目標）

SDGs の推進においては、令和元年 8 月に「地方創生 SDGs 官民連携プラットフォーム」に参画し、他の自治体や民間団体等との情報交換や連携を図り、持続可能な地域づくりを目指す。また、政策等の底上げとして、普及啓発活動を行い、既存の政策や施策、事業を SDGs の達成に貢献しているかを整理するだけでなく、SDGs を点検するツールを活用し政策等の質の向上を図る。

③ 多極ネットワーク型コンパクトシティ

「飯山市まちづくり基本計画」では、中心拠点と周辺集落がしっかりと結ばれる「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の形成を目指すため、「市内で暮らし続けられるまちづくり」「既存ストックを長く賢く使うまちづくり」「厳しさと豊かさを持つ自然と共生するまちづくり」「歴史と文化に誇りを感じられるまちづくり」「人と人、地域と地域が支え合うまちづくり」の 5 つの整備方針を定めた。また中心市街地における「立地適正化計画」では、まちなか居住推進区域及び都市機能集積区域を設定し、中心拠点として必要な人口密度の維持や、生活に必要な行政・商業・医療・教育・金融・交通等の施設を維持し、また、防災指針を定め、防災・減災対策を計画的かつ着実に推進していく。本計画の実現化に向けて、住民及び関係機関へ周知を行い、都市計画制度の適切な運用を図るなど、各種施策等を実施する。

（３）計画

事業計画（令和 3 年度～令和 7 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
12 その他地域の持続的 発展に関し必要な事項	(1) 飯山市 DX 推進事 業	DX 指針計画策定事業	市	

事業計画（令和３年度～令和７年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的 発展特別事業	協働のもりづくり事業 里山から離れつつある地域住民の 森林への意識の高まりを目指し、多く の機能を有する森林の整備と保全を 推進するため、市民が協働で森林整備 を進める活動に交付金を交付する。	市	多機能を有 する森林の 整備と保全 を推進す る。
4 交通施設の整備、交 通手段の確保	(9) 過疎地域持続的 発展特別事業	市道舗装修繕事業 経年により舗装が全面的に損傷し、 安定した通行に支障が生じている箇 所の舗装修繕を実施し、安定通行の確 保を図る。	市	市道の舗装 修繕を行う ことによ り、安定し た通行の確 保を図る。
6 子育て環境の確保、 高齢者等の保健及び福 祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業	児童クラブ等運営事業 小学生の放課後対策の充実を図る ため、市の社会福祉協議会へ委託を し、より充実した子育て支援を行う。	市	市の社会福 祉協議会へ 委託をし、 充実した子 育て支援を 行う。
		こども女性家庭センター運営事業 全ての妊産婦、子育て世帯、子ども が一体的に相談できる窓口を設置し、 相談しやすい環境を整える。	市	全ての妊産 婦や子ども が一体的に 相談できる 窓口を設置 する。
		医療給付事業 子育て世帯の経済負担軽減及び子 育て環境の充実を図るため、子育て世 帯（18歳まで）の医療費の自己負担を 軽減する。	市	医療費の家 計への負担 軽減を図 り、福祉の 増進を図 る。
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業	無医地区出張診療所事業 市内の無医地区へ医師を派遣し、安 心して暮らせる地域づくり、住民の健 康増進を図る。	市	無医地区の 住民に医療 を受ける機 会を設け、 健康増進を 図る。
		地域中核医療機関支援事業 平成７年に改築した地域中核医療 機関への支援を行い、地域医療確保を 図る。	市	中核的医療 機関の安定 的な医療体 制の確保を 図る。
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業	学力向上総合対策事業 小中高連携による算数・数学、その 他教科の学力向上を図るため、小・中 学校へ学力向上推進教員を配置する。	市	施設分離型 連携の指導 体制づくり を行い、将 来を担う人 材育成を推 進する。
		ジュニアスポーツ振興事業 ジュニアスポーツ振興のための指 導者及びコース整備委託、大会補助な ど、子どもたちがスポーツに取り組む ための環境整備を図る。	市	多くの子ど もたちがス ポーツを親 しめるよう に、環境整 備を行う。

9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業	里山の未来づくり支援事業 活力あふれ、里山の未来づくりを進めるために、集落又は公共的団体が自ら考え行う事業に対し支援金を交付し、活動を支援する。	市	自ら考え、自ら行う事業に対し、支援金を交付し、活動の支援を図る。
		持続可能な集落活動事業 地域のコミュニティ機能を高め、持続可能な集落活動を推進するために、集会施設を整備する区に対し、補助金を交付する。	市	集会施設を整備する区に対し補助金を交付し、地域のコミュニティ機能を高める。